

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	「押し付け憲法」論の起源
他言語論題 Title in other language	Searching for the Origin of the “Imposed Constitution” Argument in Japan
著者 / 所属 Author(s)	小林 公夫 (KOBAYASHI Kimio) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 憲法調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	863
刊行日 Issue Date	2022-11-20
ページ Pages	01-30
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	日本国憲法の見直しを必要とする理由の一つに挙げられる、同憲法が「押し付けられた」ものであるという議論の起源を、その論拠とされる事実が知られるようになった経緯に焦点を当てつつ探る。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 「押し付け憲法」論の起源

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 憲法調査室主任 小林 公夫

## 目 次

はじめに

### I 日本国憲法の制定経過の概要

- 1 憲法改正草案要綱（昭和 21 年 3 月 6 日）作成までの経過
- 2 憲法改正草案要綱の発表及びその後の経過
- 3 憲法改正草案要綱作成に際しての GHQ の関与

### II 「押し付け憲法」論の起源

- 1 総説
- 2 「GHQ 草案押し付け」論
- 3 「脅迫による押し付け」論
- 4 補論：昭和 26 年 5 月 10 日の衆議院本会議における指摘

おわりに

別表 1 昭和 21 年 2 月 13 日の会談記録に記されたホイットニー民政局長の天皇をめぐる発言

別表 2 「押し付け憲法」論関係年表

キーワード：押しつけ憲法、おしつけ憲法、憲法制定過程、日本国憲法

## 要 旨

- ① 第2次世界大戦後の占領下で制定された日本国憲法（昭和21年11月3日公布、昭和22年5月3日施行）の（全面的な）見直しを必要とする理由として、日本国憲法が「押し付けられた」ものであるという指摘がなされることがある。
- ② 日本国憲法が「押し付けられた」ものであるという議論（「押し付け憲法」論）の意味するところは論者によって異なる。本稿では、次の3説に区分した上で、b)及びc)の議論の起源を探る。
  - a) 日本が占領下に置かれて自由に意見が言えない状態で、占領軍の力を背景にして憲法改正がなされたとする議論
  - b) a)だけでなく、日本政府が連合軍最高司令官総司令部（「GHQ」）から提示された原案（「GHQ草案」）の受入れを余儀なくされ、日本国憲法の制定を急がされたとする議論
  - c) b)だけでなく、日本政府がGHQ草案を受け入れなければ天皇の身体は保障されないとして脅迫がなされたとする議論
- ③ b)の議論は、GHQ民政局による日本占領の報告書やマーク・ゲインの『ニッポン日記』の記述を論拠として唱えられるようになった。代表的な論者として、国際政治学者の神川彦松が挙げられているが、日本国体学会主宰者の里見岸雄が昭和27年2月に論稿を公表しており、時期的にはこちらの方が早い。
- ④ c)の議論は、昭和29年7月の自由党憲法調査会総会における松本烝治元国務大臣の講演を論拠として唱えられるようになった。GHQ草案を受け入れなければ天皇の身体は保障されない（天皇を戦犯裁判にかける）という脅迫があったか否かは、「押し付け憲法」論に関わる最大の論争点の一つと言われている。昭和31～40年に内閣に置かれた憲法調査会において重要論点として取り上げられ、その後も研究者による議論が続いている。
- ⑤ 国会では、昭和26年5月10日の衆議院本会議において、「押し付け憲法」論に基づく憲法改正論の存在が早くも指摘されていた。GHQによる検閲が機能していた時期のため論者の特定は困難であるが、考えられる可能性を提示する。

## はじめに

令和4年5月3日、日本国憲法は施行から75周年を迎えた。

周知のように、日本国憲法は、第2次世界大戦の敗戦及び連合軍による占領下において、連合軍最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers. 以下「GHQ」という。）から交付された草案（以下「GHQ草案」という。）に準拠して政府が作成した大日本帝国憲法（以下「帝国憲法」という。）の全部改正案が、帝国憲法第73条に規定する手続に従い、帝国議会の議決等を経て天皇によって裁可されたものである。

日本国憲法の75年を振り返ると、憲法改正（以下「改憲」という。）は一度も行われていないものの、改憲を目指す動きが折々に見られる<sup>(1)</sup>。その主張は様々であるが、日本国憲法の（全面的な）見直しを必要とする理由として、日本国憲法が「押し付けられた」ものであるという指摘がなされることがある<sup>(2)</sup>。

日本国憲法が「押し付けられた」ものであるという議論（以下「押し付け憲法」論という。）は、改憲論議が始まった当初から、あるいは日本国憲法の制定当初からあったように思われがちであるが、独立回復（昭和27年4月）前後の改憲論議は再軍備のためのものが主流であり、これが国民の中に戦前の軍国主義復活への強い懸念をひき起こしたため、その論拠の手直しを余儀なくされて登場したのが、「押し付け憲法」論だと説かれている<sup>(3)</sup>。

本稿は、このような「押し付け憲法」論の起源を、その論拠とされる事実が知られるようになった経緯に焦点を当てて探ろうとするものである。

## I 日本国憲法の制定経過の概要

本論に入る前に、「押し付け憲法」論との関係で問題となる点を中心に、日本国憲法の制定経過を略述する。

### 1 憲法改正草案要綱（昭和21年3月6日）作成までの経過

#### (1) 前史

昭和20年8月14日、日本政府は、米国、英国及び中華民国が同年7月26日に発したポツダム宣言（Potsdam Declaration. 後にソ連が参加）を受諾した。同年9月2日に同宣言の履行等

---

\*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和4（2022）年10月13日である。文中で言及する人物の所属、肩書等は当時のものであり、敬称は省略する。また、アメリカ合衆国は「米国」、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国は「英国」、ソビエト社会主義共和国連邦は「ソ連」と表記する。引用文等における〔〕は筆者において記述を補ったことを、「…」は一部省略したことを示す。強調のための下線は筆者による。引用に当たっては、固有名詞を除き、常用漢字表に掲載されている漢字についてはいわゆる新字体で統一した。

(1) 各時代区分における改憲論の動向の略述を含む文献として、駒村圭吾・吉見俊哉編著『戦後日本憲政史講義—もうひとつの戦後史—』法律文化社、2020参照。

(2) 例えば令和4年に実施された各種の世論調査では、日本国憲法を改正する必要がある／改正する方がよい理由として、「アメリカからの押し付けで、日本の国柄が反映していないから」を選択するものが28%（『質問と回答』『朝日新聞』2022.5.3, p.7）、同じく「アメリカに押し付けられた憲法だから」を選択するものが16%（『質問と回答』『読売新聞』2022.5.3, p.8）、同じく「アメリカに押し付けられた憲法だから」を選択するものが16.3%（『憲法に関する世論調査』『時事世論調査特報』1698号, 2022.5.11, p.5）などとなっている。

(3) 渡辺治『日本国憲法「改正」史』日本評論社、1987, pp.265-266参照。

を約した降伏文書への調印が行われ、日本は昭和 27 年 4 月 28 日に独立を回復するまで、連合軍（実態はほぼ米軍）の占領下に置かれることとなった。これにより、天皇及び日本国政府の国家統治の権限は、降伏条項を実施するために適当と認める措置を講ずる権限を有する連合軍最高司令官（以下「最高司令官」という。）の「制限ノ下ニ置カルル」<sup>(4)</sup>ものとされた。この文言は、ポツダム宣言の受諾に先立ち日本政府が行った、同宣言は天皇の国家統治の大権を変更するという要求を含まないとの了解の下にこれを受諾する旨の申入れに対するバーンズ（James Byrnes）米国国務長官の回答で示されたものとほぼ同一である。なお、この回答には、日本の最終的な政治形態は同宣言に従い「日本国国民ノ自由ニ表明スル意思ニ依リ決定セラルヘキモノトス」とも記されていた。

ポツダム宣言は、第 10 項において「日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙 [しょうがい] ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ」と述べ、占領軍が日本から撤収する条件として同項を含む「諸目的カ達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルル」ことを掲げていた（第 12 項）が、当初日本政府は帝国憲法の運用によってこれらを実現できると考えていた<sup>(5)</sup>。

## (2) 憲法問題調査委員会（松本委員会）における調査

内閣における帝国憲法の改正に関する調査は、昭和 20 年 10 月 5 日に総辞職した東久邇宮稔彦王内閣に代わって同月 9 日に発足した幣原喜重郎内閣において進められた。これは、同月 11 日に幣原内閣総理大臣（以下「首相」という。）が最高司令官のマッカーサー（Douglas MacArthur）<sup>(6)</sup>陸軍元帥<sup>(7)</sup>と会談した際に同元帥が改憲の必要性を示唆したことを契機とする<sup>(8)</sup>。

なお、マッカーサーは同月 4 日に東久邇内閣の近衛文麿国務大臣（元首相）と会談した際にも改憲の必要性を指摘しており<sup>(9)</sup>、内大臣府（宮中において天皇を側近として補佐した内大臣の役所で、御璽・国璽の保管、詔書等の内廷に関する文書に関する事務をつかさどった。）において改憲の調査が行われることとなった<sup>(10)</sup>。同月 11 日には近衛が、13 日には憲法学者の佐々木惣一・京都帝国大学法学部教授が内大臣府御用掛に任ぜられた。これに対しては改憲という重要な国務は内閣が責任を負うべきだという批判的な意見が閣僚等から出され、内大臣府において改憲の調査が行われることが報じられると、これに対抗する形で松本烝治国務大臣を長とする憲法問題調査委員会（通称「松本委員会」）を内閣に設置することが同日の閣議で決められた<sup>(11)</sup>。一方、内大臣府による改憲の調査は、同年 11 月 1 日にこれを支持しない旨の GHQ

(4) 「制限ノ下ニ置カルル」は、英文では“subject to（従属する）”と記されている。この点は、後述するバーンズ米国国務長官の回答の英文及び和訳についても同じである。

(5) 芦部信喜『憲法学 1—憲法総論—』有斐閣、1992、pp.151-152。

(6) “MacArthur”については「マックアーサー」、「マカーサー」、「マカアサア」などと記す文献もあるが、本稿では、引用の場合を除き、今日一般に使用されている「マッカーサー」で統一する。

(7) 本稿で言及する軍人は、全て米軍の所属である。

(8) 『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』憲法調査会事務局、1961、p.133 等参照。

(9) 「1-18 近衛国務相・マッカーサー元帥会談録 1945 年 10 月 4 日」国立国会図書館『日本国憲法の誕生』（電子展示会）<[https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/025\\_1shoshi.html](https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/025_1shoshi.html)> マッカーサーは、改憲はできる限り早急になされなければならない、そうでなければ摩擦を覚悟してでも GHQ の方で行わなければならない旨を述べた。

(10) 近衛がマッカーサーの指摘を幣原に伝えた際に幣原が消極的な態度を示したことが一因とされる。『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』前掲注(8)、pp.146-147 等参照。

(11) 同上、pp.146-150、198-201 等参照。

声明が発出された後も続行されたものの、同月24日には内大臣府が廃止され、これに先立つ同月22日に近衛は天皇に「要綱」を奉答した。また、近衛と意見が一致しなかった佐々木は、同月24日に自らの改憲案について天皇への進講を行った。ただし、これらの内容が内閣による改憲調査に引き継がれることはなかった<sup>(12)</sup>。

内閣に設置された松本委員会では、甲乙2種類の改憲案が取りまとめられた<sup>(13)</sup>。昭和21年1月30・31日及び2月1・4日の閣議で一通り検討が加えられ、松本は、その際の意見も参照しながら甲案に若干の加筆改訂を加えた「憲法改正要綱」（以下「松本案」という。）を起草した。なお、松本案が閣議に諮られることはなかった<sup>(14)</sup>。

これに先立ち、2月1日に『毎日新聞』に松本委員会が作成した改憲案をスクープする記事が掲載された<sup>(15)</sup>。これに対して、橋橋渡内閣書記官長が閣議で検討中の改憲案とは全く別個のものである旨の談話を発表したものの、それまでに公表されていた民間案や各政党の案に比べ保守的であるとの批判が加えられた<sup>(16)</sup>。

## 2 憲法改正草案要綱の発表及びその後の経過

昭和21年3月6日、日本政府は憲法改正草案要綱を勅語等とともに発表し、マッカーサー最高司令官もこれを支持する声明を発表した。発表が突然であったこと、2月1日にスクープされた案と余りにもかけ離れた内容のものであったことで、同要綱は衝撃をもって迎えられたものの、新聞紙上に現れた論調を見る限り、基本的には支持されたものと見られている<sup>(17)</sup>。

その後、同要綱を基礎に帝国憲法改正案が起草され、枢密院の審議<sup>(18)</sup>を経て、同年6月20日、第22回衆議院議員総選挙（4月10日実施）を受けて召集された第90回帝国議会に提出された。先議の衆議院、後議の貴族院においてそれぞれ修正を加えられた帝国憲法改正案は10月7日に帝国議会を通過し、再度枢密院の審議を経て、11月3日に日本国憲法として公布された。

## 3 憲法改正草案要綱作成に際してのGHQの関与

改憲案についてGHQの了解が必要であることは、当時の一般常識としても当然視されていたところ、その具体的な手順等については、GHQのスポークスマンが大要次のような見解を示したことが報じられており、日本政府としては報道のとおり受け止めていたという<sup>(19)</sup>。

(12) 11月1日のGHQ声明以降の経過については、同上、pp.153-165等参照。

(13) 庄司克宏編『日本国憲法の制定過程—大友一郎講義録—』千倉書房、2017、pp.123-125等参照。乙案は、甲案よりも改正の幅が大きいものであった。なお、松本委員会は、2月2日の総会をもって実質的に活動を終了した。

(14) 閣議以降の経過については、『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』前掲注(8)、pp.215-227等参照。改憲については通常法律よりも慎重な手続を踏む想定で、ひとまず松本が作成した案を基にGHQと交渉し、交渉の状況に応じて更に閣議で討議を重ね、最終的な改憲案を閣議決定する心づもりであったとされる。入江俊郎『日本国憲法成立の経緯』（憲資・総第46号）憲法調査会事務局、1960、pp.85, 90。

(15) 「憲法改正・調査会の試案」『毎日新聞』1946.2.1, p.1。スクープした西山柳造によると、松本委員会の事務局に置いてあったものを借用して写し取ったものであり、政府関係者によるリークではないとする。田中英夫『憲法制定過程覚え書』有斐閣、1979、pp.45-47；「憲法草案スクープ 西山氏インタビュー」『毎日新聞』1997.5.3, p.2。

(16) 実際、スクープされた改憲案は、委員である宮沢俊義・東京帝国大学法学部教授が作成した案にほぼ一致するものであって、閣議に諮られていた案とは異なるものであった。佐藤達夫『日本国憲法成立史 第2巻』有斐閣、1964、p.655。スクープ記事の反響については、同、pp.660-666等参照。

(17) この段落の記述の詳細については、佐藤達夫、佐藤功補訂『日本国憲法成立史 第3巻』有斐閣、1994、pp.200-209等参照。

(18) 枢密院は、天皇の諮詢（諮問と同義）に応じて重要な国務を審議する機関であり（帝国憲法第56条）、憲法の改正に関する草案は、その審議事項であった（枢密院官制（明治21年勅令第22号）第6条）。

(19) 佐藤達夫 前掲注(16)、pp.715-717参照。

①帝国議会を通過した改憲案について GHQ の許可を得るといような形式的な手続を経る必要はないが、このような重大事項に関する審査権を GHQ が有することは明らかであることから、改憲案の作成過程において日本政府と GHQ の間に終始接触が保たれていることは当然であること<sup>(20)</sup>。

②日本政府が決定した改憲案は、原則として GHQ の内諾を得る必要があるが、案の詳細にわたってまで内諾を得る必要はないと考えられること<sup>(21)</sup>。

昭和 21 年 3 月 6 日に発表された憲法改正草案要綱については、GHQ の「強力な助言」の存在が想像されたものの<sup>(22)</sup>、その詳細は明らかにされなかった<sup>(23)</sup>。

この松本案から憲法改正草案要綱への転換——舞台・演劇用語を模した「ダーク・チェンジ」という印象的な表現が憲法学者の宮沢俊義によって用いられ<sup>(24)</sup>、しばしば引用される。本稿の「暗転」もこの意味で用いている。——の事情は、占領末期頃から徐々に明かされるようになった。以下に、今日知られていることの概要を記す。

## (1) GHQ 草案の作成

1946 (昭和 21) 年 2 月 1 日、松本委員会の改憲案について同月 5 日に日本側との会談が行われる<sup>(25)</sup>との報告を受けたマッカーサー最高司令官は、GHQ 民政局長<sup>(26)</sup>のホイットニー (Courtney Whitney) 陸軍准将<sup>(27)</sup>にこれを拒否する詳細な回答書を作成し、会談において日本政府に手交することを命じた<sup>(28)</sup>。翌 2 日、前日の『毎日新聞』に掲載された改憲案を吉田茂外務大臣 (以下「外相」という。) による観測気球とみなしたホイットニーは、会談を同月 7 日に延期したい旨の外務省の申出に対し同月 12 日に延期することを認めた。この日 (2 日)、当該改憲案についての分析結果を記したマッカーサー宛ての覚え書きにおいて、ホイットニーは、会談を延期したことを報告するとともに、受け入れ難い改憲案が正式に提出される前に指針を示す方が戦略 (strategy) として優れていると考えられる旨の進言を行った<sup>(29)</sup>。その前日 (1 日)、ホイットニーは、マッカーサーに対して、極東委員会が改憲の政策決定をする前であれ

<sup>20</sup> 「管理理事会で憲法改正問題を審査 憲法改正問題と聯合國 マ司令部態度を表明」『朝日新聞』1946.2.1, p.1.

<sup>21</sup> 「憲法問題 マ司令部の見解」『読売報知』1946.2.8, p.1.

<sup>22</sup> 「社説」『朝日新聞』1946.3.8, p.1 は、「〔憲法改正草案要綱〕は幣原内閣単独の力のよくなし得る所でなく、おそらく聯合軍最高司令部、なかんづくアメリカの強力な助言が役立っておりとみるべきである」と指摘した。佐藤達夫、佐藤功補訂 前掲注<sup>(17)</sup>, pp.202-203 は、憲法改正草案要綱発表時の幣原首相の謹話及びマッカーサー最高司令官の声明の中の言葉の節々に同要綱の成立の由来が暗示されていたと指摘する。

<sup>23</sup> II 章 2(1)(ii)(c) で後述するように、占領下では GHQ による検閲が行われていた。

<sup>24</sup> 連合軍最高司令部民政局 (宮澤俊義解説, 小島和司ほか訳)「日本の新憲法」『国家学会雑誌』65 卷 1 号, 1951.6, pp.1-4. 「暗転 (dark change)」とは「演劇で幕をおろさず、舞台を暗くした中で場面を転換すること」をいう (新村出編『広辞苑 第 7 版』岩波書店, 2018, p.121)。

<sup>25</sup> 会談は、吉田茂外務大臣の申入れに基づくこととされる。連合軍最高司令部民政局 同上, pp.43-44.

<sup>26</sup> 民政局 (Government Section) は「政治局」などと訳されることもあるが、本稿では、引用の場合を除き、今日一般的に用いられている「民政局」で統一する。

<sup>27</sup> “Whitney” については「ホイットネー」、「ウィットニー」などと、階級の准将 (Brigadier General) については「代将」と記す文献もあるが、本稿では今日一般的に用いられている「ホイットニー」、「准将」で統一する。

<sup>28</sup> 連合軍最高司令部民政局 前掲注<sup>(24)</sup>, p.44. 後述するように『毎日新聞』がスクープした改憲案についてのホイットニーのコメントがマッカーサーに提出されたのは 2 月 2 日であるが、同月 1 日時点で同紙の報道について既に一応の報告を受けていたものと推測されている。高柳賢三ほか編著『日本国憲法制定の過程—連合軍司令部側の記録による— 2 解説』有斐閣, 1972, pp.28-29.

<sup>29</sup> 高柳賢三ほか編著『日本国憲法制定の過程—連合軍司令部側の記録による— 1 原文と翻訳』有斐閣, 1972, pp.40-43 等参照。

ば改憲に関する最高司令官の権限に制約がない旨の進言を行っていた<sup>(30)</sup>。

2月3日、マッカーサーは、GHQにおいてモデル草案を作成して日本政府に示すことを決断し、これをホイットニーに伝えた。翌4日、民政局の行政部（Public Administration Division）内に設置された委員会等によって起草作業が開始され、同月12日にGHQ草案が確定した<sup>(31)</sup>。

## (2) GHQ草案の日本政府への交付から日本案作成の方針決定までの経過

松本案及びその説明書は英訳されて、2月8日にGHQに提出された<sup>(32)</sup>。同月12日に予定されていた非公式会談は、翌13日に外相官邸で行われることとなった<sup>(33)</sup>。

同日の10時から始まった会談の出席者は、日本側は松本大臣、吉田外相、終戦連絡中央事務局（GHQと日本政府との連絡業務を主に担った機関）参与の白洲次郎及び外務省嘱託（通訳）の長谷川元吉であり、GHQ側はホイットニーのほかGHQ草案の作成に当たって全体の総合調整を担ったケーディス（Charles L. Kades）<sup>(34)</sup>陸軍大佐、ハッシー（Alfred R. Hussey, Jr.）<sup>(35)</sup>海軍中佐及びラウエル（Milo E. Rowell）<sup>(36)</sup>陸軍中佐であった。なお、ホイットニーらは、いずれも職業軍人ではなく、法律家であった<sup>(37)</sup>。

会談においてホイットニーは、松本案は全く受け入れ難い<sup>(38)</sup>とした上で、GHQ草案を手交し、これと「基本原則」及び「根本形態」を同じくする改憲案の起草を日本側に求めたが、松本らは即答を避けた<sup>(39)</sup>。その際にホイットニーが発した天皇をめぐる発言が後年大きな問題となる（後述Ⅱ章3参照）。会談の様子は直ちに幣原首相に報告され、対応を協議した結果、同月18日に松本案に関する追加説明書をホイットニーに提出したものの、これに対する回答は①松本案は最高司令官によって拒否されたものであること、②GHQ草案で示された諸原則を内閣が国民に提示することを48時間以内に内閣が回答しない限り、最高司令官自身が衆議院議員総選挙の争点の一つとしてGHQ草案を国民に提示することになるというものであった<sup>(40)</sup>。

<sup>(30)</sup> 同上、pp.90-97等参照。極東委員会（Far Eastern Commission）は、1945（昭和20）年12月の米国、英国及びソ連の外相会議で設置が決定された日本の占領管理に関する連合国の最高政策決定機関。本部は米国のワシントン特別区に置かれ、第1回会合は1946（昭和21）年2月26日に開催された。

<sup>(31)</sup> GHQ草案の起草の経過については、高柳ほか編著 前掲注28、pp.41-54等参照。

<sup>(32)</sup> 佐藤達夫 前掲注16、p.686。なお、2月1日に非公式の「要旨」及び「説明」が提出されたとする資料もあるが、現存の記録を見る限り、はっきりしない点があると見られている。高柳ほか編著 同上、p.39等参照。

<sup>(33)</sup> 高柳ほか編著 同上、p.54等参照。

<sup>(34)</sup> “Kades”は「ケイディス」、「ケディス」、「ケージス」などと表記されることもあるが、本稿では現在一般的に用いられている「ケーディス」で統一する。

<sup>(35)</sup> “Hussey”は「ハッセー」、「ハッセイ」、「フッセイ」などと表記されることもあるが、本稿では現在一般的に用いられている「ハッシー」で統一する。なお、文献によっては海軍中佐（Commander）という階級を「司令官」と訳す例も見られる。

<sup>(36)</sup> “Rowell”は「ローウェル」、「ローエル」などと表記されることもあるが、本稿では現在一般的に用いられている「ラウエル」で統一する。

<sup>(37)</sup> 田中英夫「はしがき」高柳ほか編著 前掲注29、p.iv。ホイットニーらの略歴については、田中 前掲注15、pp.70-73、76等参照。

<sup>(38)</sup> 松本案に対するコメントを記したのものとして、2月12日付けケーディス決裁の文書（高柳ほか編著 前掲注29、pp.78-89）参照。

<sup>(39)</sup> 佐藤達夫、佐藤功補訂 前掲注17、pp.47-49等参照。

<sup>(40)</sup> 追加説明書は白洲参与が持参し、これに対する回答はその場で口頭で行われた。なお、2月15日に白洲がホイットニーに宛てて書簡（いわゆる「ジープウェイ・レター」）を送り、えん曲にGHQの再考を促したところ、ホイットニーは翌日松本案を固守しようとする態度に厳しく反論する内容の返信をしたためており、その中で①日本の改憲は日本国民だけの関心事ではなく、占領の終結には世界の世論が十分に満足されなければならないことを理解する必要があること、②日本政府が思い切った解決を与えるか、最高司令官が自ら措置をとるかしない限り、外部から日本に対して憲法が押し付けられる可能性がかなりあり、その場合GHQ草案で認められた伝統と機構

2月19日午前の閣議において、松本案の提出以来の経過の報告が初めて行われた。翌20日までに内閣の回答が求められている点については22日まで延期を求めるとし、幣原首相がマッカーサー最高司令官に至急面会してその意向を確認することとなった<sup>(41)</sup>。

幣原とマッカーサーの会談は2月21日に行われ、その内容は翌22日午前の閣議で報告された。幣原によれば、マッカーサーは次のような発言を行ったとされる。①自分は天皇を安泰にしたいと念じているが、極東委員会のワシントンにおける討議の内容は実に不愉快なものであったとの報告に接している、②GHQ草案は天皇護持のために努めているものである、③その「基本原則」とはa)主権在民の明記とb)戦争の放棄を規定することである、④松本案では日本の安泰を期することは不可能となる、この際はまず諸外国のreactionに留意すべきであって、GHQ草案を認容しなければ日本は絶好のchanceを失うであろう。会談の報告に続けて幣原は、「基本原則」とされる二つの事項以外については十分に研究の余地があるとの印象を受けたと述べた<sup>(42)</sup>。

この日の閣議では、「基本原則」は承認するが、「根本形態」とはどの範囲のものかということについて、GHQの趣旨を確かめることに決定した<sup>(43)</sup>。なお、法制局（現在の内閣法制局）次長として閣議に陪席していた入江俊郎によれば、「二つのことを承認しないと、さらに何かもつと大きなものを失うおそれがある。そういうふうなことが色々と論議された結果」、「いわば煮え湯を飲むような気持で、この案〔GHQ草案〕に沿って考えをまとめていこうということになつた」という<sup>(44)</sup>。ただし、松本は松本案に固執するような様子に見えたとされ<sup>(45)</sup>、厚生大臣として閣議に出席していた芦田均の日記によれば、松本はかなり興奮の面持ちで発言し、「独乙〔ドイツ〕、南米等の前例に見て明かなるが如く外より押つけた憲法は所詮遵守せらるべきものに非ず、混乱とFascismの弄ぶところとなるべし」という趣旨の意見等を述べた<sup>(46)</sup>。

同日の午後、松本大臣、吉田外相及び白洲参与がホイットニーらを訪問し、GHQ草案の「根本形態」の範囲等について詳細な質疑応答が行われた。GHQ側はほとんど譲歩の意を示さず、松本らは直ちにGHQ草案の翻案の研究に着手することを約束して辞去した<sup>(47)</sup>。

2月25日の臨時閣議において松本大臣が同月22日の会談の内容を報告するとともに、GHQ草案の第1章（天皇）及び第2章（戦争の廃止）の翻案を披露した。翌26日の閣議において、外務省によるGHQ草案の全訳が配付され、これに準拠した案（以下「日本案」という。）を

---

の維持が困難となるような厳しい内容のものとなるであろうことを指摘している。この返信がどの範囲の人によって読まれたかは明らかではないとされる。この点を含め、詳細については、高柳ほか編著 前掲注(28), pp.65-72 等参照。

(41) 詳細については、同上, pp.77-80 等参照。

(42) 芦田均『芦田均日記 第1巻』岩波書店, 1986, pp.78-79 の記述を要約。なお、国務大臣として閣議に出席していた小林一三の日記によれば、「基本原則」の二つの事項は極東委員会において確定した条件で、譲ることも変えることもできない旨をマッカーサーが述べたとされる。『小林一三日記 第2巻』阪急電鉄, 1991, pp.380-381。

(43) 佐藤達夫, 佐藤功補訂 前掲注(17), p.61 等参照。

(44) 憲法調査会第5回総会議事録 昭和32年11月6日 p.13. 「もつと大きなもの」が天皇制の存続を指すと理解する見解として、庄司編 前掲注(13), p.201 参照。ただし、入江の発言ではなく芦田均の記録としているが、芦田前掲注(42)の昭和21年2月22日の条 (pp.78-80, 244) には記されておらず、出典を確認できなかった。

(45) 入江 前掲注(14), pp.201-202。

(46) 芦田 前掲注(42), pp.79-80. 松本は、2月18日にホイットニーに提出した追加説明書でも同様の趣旨のことを記している。

(47) この段落の記述の詳細については、佐藤達夫, 佐藤功補訂 前掲注(17), pp.60-64; 高柳ほか編著 前掲注(28), pp.86-95 等参照。なお、この「翻案」とは、GHQ草案を基に日本政府案を作成することをいうものと解される。

作成・英訳して3月11日を期限としてGHQに提出することが了承された<sup>(48)</sup>。

### (3) 日本案の作成から憲法改正草案要綱の発表までの経過

日本案の作成は、松本大臣と佐藤達夫・法制局第一部長が分担して行った。2月28日に初稿、翌3月1日に第2稿が作成された後、GHQから日本案を至急提出するように指示があったため、急ぎよ案文を整理した案が作成され、説明書とともに同月4日にGHQに提出された<sup>(49)</sup>。

3月4日の朝にGHQに使送された日本案及び説明書は、その場で英訳が行われた。作業が完了したのは夕方となったが、当日中に確定案を作成する方針がGHQ側から告げられ、日米の担当者による逐条審議が夜を徹して行われた。天皇の章をめぐるケーディス大佐と激論を交わした松本は、用務を口実に昼食後に退出したまま戻らず、審議には参加しなかった。同月5日、審議済みの案文(3月5日案)が五月雨式に首相官邸に送付され、朝から開かれていた閣議に付された。午後になり、同日中にこの案を受諾するか否か回答するように求める文書が付された審議済み案文の英語版が逐条審議に参加していた白洲次郎・終戦連絡中央事務局次長<sup>(50)</sup>によって届けられ、あわせてGHQは米国本国の空気を見て一刻も猶予はできないと感じているように見えるとの感触が伝えられた<sup>(51)</sup>。閣議では、松本が幣原首相によるマッカーサー最高司令官との再交渉を主張し、「もしアメリカ側がこれを発表するという案なら、先方の勝手に発表させておいてよいではないか」などと激高した放言のような発言をした<sup>(52)</sup>が、受諾するほかないとの意見が大勢を占め、日本側の自主的な案として公表することに決した<sup>(53)</sup>。

3月5日案は日本文を更に推こうする必要があり、また、条文の文言の末尾を「…コト」で結ぶ要綱形式を採用することとしたため、そのための作業が法制局によって夜を徹して行われた。閣議を経て憲法改正草案要綱が発表されたのは3月6日の午後5時となった<sup>(54)</sup>。

## II 「押し付け憲法」論の起源

### 1 総説

これまでのところ、「押し付け憲法」論の起源については、2種類の説明が見られる。

一つの説は、昭和29年の自由党<sup>(55)</sup>憲法調査会における松本烝治元国務大臣の発言が起源だとするものである<sup>(56)</sup>。もう一つの説は、占領期の末期に占領政策全般についての「秘録もの」

(48) この段落の記述の詳細については、佐藤達夫、佐藤功補訂 同上, pp.47-68 等参照。なお、GHQ草案の外務省訳の閣議配付日に関する様々な見解を検討した佐々木高雄「制憲史解明上の典拠」『青山法学論集』30巻4号, 1989.3, pp.3-28によれば、本書の記述は信頼に足るものと考えられる。

(49) この段落で記した経過の詳細については、佐藤達夫、佐藤功補訂 同上, pp.15-16, 71-72, 90-91, 105 等参照。なお、3月11日を期限として日本案の起草作業を進めていることは、GHQにも伝達してあった。同, p.72(注1)。

(50) 昭和21年3月1日に就任。なお、同日に終戦連絡事務局官制が改正され(勅令第113号)、親任とされていた終戦連絡中央事務局総裁は外相が兼任することとなった。

(51) 憲法調査会第7回総会議事録 昭和32年12月4・5日 p.82(芦田均発言)。

(52) 『松本烝治氏に聞く』憲法調査会事務局, 1960, pp.49-50. 国立公文書館ウェブサイト <<https://www.digital.archives.go.jp/img/607448>>; 入江 前掲注(14), p.215 等参照。

(53) この段落の記述の詳細については、佐藤達夫、佐藤功補訂 前掲注(17), pp.105-154, 158-162 等参照。

(54) この段落の記述の詳細については、同上, pp.158-162, 175-202 等参照。

(55) 昭和25年2月10日、民主自由党(昭和23年3月15日設立)に民主党(昭和22年3月31日設立)の一部が合同したもので、昭和25年3月1日に名称を「自由党」に改めた。昭和29年当時の総裁は、吉田茂首相。

(56) 高柳賢三「序にかえて」高柳ほか編著 前掲注(29), p.x; 古関彰一『日本国憲法の誕生 増補改訂版』(岩波現代文庫 学術361) 岩波書店, 2017, p.188 等参照。

が公刊されたことで、日本国憲法制定の経緯が広く公に議論され、日本の独立は「与えられた憲法」、「押し付けられた憲法」の改正からともいえるべき風潮が強くなったとするものである<sup>(57)</sup>。

ここからも分かるように、一口に「押し付け憲法」論といっても、その意味するところは論者によって異なる。本稿では、大友一郎の説<sup>(58)</sup>を参考に、「押し付け憲法」論をその論拠に応じて次の三つに区分する。

- ①日本が占領下に置かれて自由に意見が言えない状態で<sup>(59)</sup>、占領軍の力を背景にして改憲がなされたとする議論。本稿では便宜「「占領による押し付け」論」と呼ぶ。
- ②①だけでなく、日本政府がGHQから提示された原案の受入れを余儀なくされ、日本国憲法の制定を急がされたとする議論。本稿では便宜「「GHQ草案押し付け」論」と呼ぶ。
- ③②だけでなく、日本政府がGHQ草案を受け入れなければ天皇の身体は保障されないとし脅迫がなされたとする議論。本稿では便宜「「脅迫による押し付け」論」と呼ぶ。

これらのうち①の「占領による押し付け」論に関して言えば、占領下における日本国憲法の制定がGHQの了解の下で行われたことは当初から公知の事実であったと言える（I章2及び3参照）。そこで、「押し付け憲法」論の起源をその論拠となる事実が知られるようになった経緯に焦点を当てて探ることを目的とする本稿では、②の「GHQ草案押し付け」論及び③の「脅迫による押し付け」論を取り上げることとする。関係年表（別表2）も適宜参照されたい。

## 2 「GHQ草案押し付け」論

### (1) GHQ草案の交付が明らかになった経緯

「GHQ草案押し付け」論が主張される前提として、GHQ草案が日本政府に交付された事実を中心とする「暗転」の内幕が日本国内で知られるようになった経緯を最初に確認する。

#### (i) 日本占領に関する民政局の報告書

1949（昭和24）年、民政局が作成した日本占領に関する報告書（以下「民政局報告書」という。）が米国で刊行された<sup>(60)</sup>。その第3章“The New Constitution of Japan”に「暗転」の内

<sup>(57)</sup> 佐藤功「憲法改正問題の発展とその論点 1」『法律時報』26巻7号、1954.7、p.71等参照。佐藤達夫「憲法改正論議の経過」『時の法令』132号、1954.5月上旬、p.7では、「秘録もの」の例として、マーク・ゲイン『ニッポン日記』（後述2(1)(ii)参照）；住本利男編『占領秘録』毎日新聞社、1952が挙げられている。

<sup>(58)</sup> 庄司編 前掲注(13)、p.190。本書は、松本委員会の庶務を務め、内閣憲法調査会（後述3(2)参照）では参事官として会長を補佐する等の経歴を有し、日本国憲法成立の過程について「生辞引的知識を有して」いる（田中 前掲注(37)、p.v）と評された大友が慶應義塾大学で行った講義の内容をまとめたものである（庄司編 同、pp.iv-vi）。なお、他の分類例として、廣田直美『内閣憲法調査会の軌跡—渡米調査と二つの「報告書」に焦点をあてて—』（青山学院大学法学叢書 5）日本評論社、2017、pp.2-3は、昭和30年頃に最盛期を迎えた「押し付け憲法」論を①「占領下に制定され、日本国民の意思のみによって成立した憲法ではない」という誰も否定することができない事実をいう「押しつけ憲法」論と②国民感情に強く訴える「感情論的な押しつけ憲法論」に大別した上で、②にはa) アメリカ政府から戦争放棄条項を日本を弱体化するために押し付けられたとする所説とb) GHQ草案を手交された際にこれを受け入れなければ「天皇の身体」を保障することはできないと言われ、天皇を人質にしてGHQ草案を「押し付けられた」とする所説があると説く。

<sup>(59)</sup> 例えば、第90回帝国国会における審議に勅選の貴族院議員として参加した小林次郎は、貴族院の「特別委員会における発言はその日のうちに翻訳をして[GHQに]持って行かなければならなかった関係上、言いたいことも言えなかったこともあるし、言ったことを消したこともある」と述懐している。赤坂幸一編集・校訂『初期日本国憲法改正論議資料—萍憲法研究会速記録〈参議院所蔵〉1953-59—』柏書房、2014、p.794。

<sup>(60)</sup> Supreme Commander for the Allied Powers, Government Section, *Political reorientation of Japan, September 1945 to September 1948: report of Government Section, Supreme Commander for the Allied Powers*, Washington, D.C.: Govt. Print. Off., 1949. *United States Government Publications Monthly Catalog* の1950年1月号、p. IVに見本版（page-proof）に基づく情報が掲載されていることからすれば、刊行時期は1949年末頃ではないかと考えられる。

幕が記されている<sup>(61)</sup>。

### (a) 日本における紹介

日本において民政局報告書第3章の内容がまとまった形で初めて紹介されたのは、昭和25年10月に発行された月刊誌『中央公論』に掲載された抄訳<sup>(62)</sup>によると考えられる。

この抄訳により、若干曖昧な点はあるものの、①マッカーサー最高司令官の指示に基づき昭和21年2月4日からGHQ草案の作成作業が開始されたこと、②同月13日の会談においてGHQ草案が日本側に交付されたこと、③同年3月4日の午前10時から翌5日の午後5時30分までにかけて、日本語による新草案についてGHQとの討議が休みなく続けられて英訳ができ、最終案として内閣の採択を得たのは同月6日の朝となったことなどが知られることとなった。

### (b) 反響等

一般誌に掲載されたものであるが、目立った反響もなく<sup>(63)</sup>、この記事が改憲論議を喚起するようなことはなかった模様である。

その後、民政局報告書の第3章は、昭和25年11月10～13日にかけて英字紙『Nippon Times』にその抜粋が連載され<sup>(64)</sup>、昭和26年6月発行の『国家学会雑誌』に全訳が掲載された<sup>(65)</sup>。

前者について、この企画を担当した記者は、「言わば特ダネだった」ものの「掲載後この企画に対しての反応はなかった」と回顧している<sup>(66)</sup>。後者については、「学術雑誌のことであり、一般にはあまり…注意が払われなかった」とされる<sup>(67)</sup>が、その後の「GHQ草案押し付け」論において基本的な文献として引用されることになる（後述(2)(ii)参照）。

## (ii) マーク・ゲインの『ニッポン日記』

### (a) 出版の経緯

『ニッポン日記』は、マーク・ゲイン（Mark Gayn）がシカゴ・サン（Chicago Sun）紙の特派員として滞日した際の見聞記であり、原書は、1948（昭和23）年に米国のニューヨークで出版された<sup>(68)</sup>。翻訳は、来日中のデンマークの宣教師が所蔵していた原書を訳者が偶然に目にしたことがきっかけとなって行われた<sup>(69)</sup>。翻訳本<sup>(70)</sup>は上下2巻から成り、松本案から憲法改正草案

(61) 同章は、ハッシーが執筆した。

(62) 福田市兵訳「新憲法成立の経緯—連合軍総司令部政治局報告書—」『中央公論』65巻11号、1950.11、pp.39-43。民政局報告書中の「憲法改正の論拠」、「政治局草案」、「松本烝治草案」及び「日本政府草案」の「要訳」と紹介されている。同号の正確な発行日は不明であるが、昭和25年10月13日の『読売新聞』及び『毎日新聞』に掲載された広告に「発売中」とある。

(63) 鈴木安蔵「書評 憲法学の課題について—佐藤功『日本国憲法十二講』によせて—」『法律時報』23巻4号、1951.4、p.72は、「ようやく憲法制定のもっとも基本的な経緯について、ある程度語る事ができるようになった」理由として、この抄訳を挙げている。

(64) 「How Japan's Constitution Was Made—Background Story of the Basic Charter of the Land Now Given—」（連載4回）『Nippon Times』1950.11.10-13。なお、連載第3・4回の題名は単に「Japan's Constitution」となっている。『Nippon Times』は、その後『Japan Times』に紙名を変更した。

(65) 連合軍最高司令部民政局 前掲注(24)、pp.1-69。「純然たる学術目的のため」という理由でGHQから邦訳が許可されたという。同、p.3（宮澤俊義の解説）。

(66) 村田聖明「憲法九条の謎—マッカーサーは何を考えていたか—」『正論』編集部編『憲法の論点—『正論』傑作選—』産経新聞ニュースサービス、2004、pp.160、162。ただし、松本烝治が宮澤俊義らに談話を行う契機となったとされる（後掲注(60)参照）。

(67) 我妻栄ほか「研究会 憲法改正と再軍備 憲法改正について 第1回」『ジュリスト』7号、1952.4.1、p.8（宮澤俊義発言）。

(68) Mark Gayn, *Japan Diary*, New York: William Sloane Associates, 1948.

(69) 詳細については、『筑摩書房の三十年』筑摩書房、1970、pp.174-180等参照。

(70) マーク・ゲイン（井本威夫訳）『ニッポン日記 上・下』筑摩書房、1951.

要綱への「暗転」の経緯を記した上巻は昭和26年11月5日に、下巻は同月30日に刊行された<sup>(71)</sup>。出版されたのが講和条約の成立<sup>(72)</sup>直後ということもあって、大変なベストセラーとなった<sup>(73)</sup>。

### (b) 「暗転」の経緯等に関する記述

1946（昭和21）年3月6日（憲法改正草案要綱の発表日）の項<sup>(74)</sup>に記された「暗転」の経緯等を箇条書きでまとめると、次のとおりである。なお、原書の執筆は民政局報告書の刊行前であるため、「暗転」に関する記述は、他紙の記者と持ち寄った情報によってつづられている<sup>(75)</sup>。

- 3月6日の1か月ほど前のある晩、民政局の首脳将校たちは厳秘のうちに日本の新憲法起草するよう命ぜられた。その翌朝、民政局長のホイットニー准将は部下全部を会議室に召集して「憲法制定会議」の開会を宣告した。
- 同日、1章又は数章を分担して書き上げる班が編成された。アメリカ及びヨーロッパ諸国の憲法の熱狂的な勉強が始まったが、新憲法は帝国憲法の型を大体において踏襲した。この仕事は2週間ですっかり片付いた。
- 2月19日、ホイットニーは新憲法を日本側に突き付けた<sup>(76)</sup>。日本側は何とか妥協の余地を見いだそうとして論難したが、ホイットニーは、①最高司令官はこの程度以下の案はいかなるものも全然考慮に入れないこと、②ただし、アメリカ側の草案の精神に反しない限りの些細な修正には喜んで応じること、③この形の草案を支持する用意がなければ最高司令官は直接日本国民に訴えるであろうが、日本政府がこの種の憲法を支持するのであれば最高司令官も日本政府を支持するであろうことを申し渡して辞去した。
- 日本側は衝撃からさめると時間稼ぎを始め、時が浪費された。遂にホイットニーは、GHQがその責任において草案を発表し、日本政府が新憲法制定に干与する機会を否定するであろうと通告した<sup>(77)</sup>。ここにおいて日本は屈服し、その結果が3月6日の要綱発表であった。

### (c) 反響等

「暗転」の内幕話については、新聞記者が噂話に基づいて記したものにすぎないとして、内容の信ぴょう性に疑問を呈する批評<sup>(78)</sup>も見られたが、出版社では、東久邇内閣において国務大臣、内閣書記官長等を兼務した緒方竹虎（公職追放のため、日本国憲法の制定には関与していない。）から寄せられた感想文中に「この日本の憲法が、かかる事情のもとにつくられたとは寝耳に水の驚きだ」と書かれていたのを本の帯に使用したという<sup>(79)</sup>。また、著名な憲法学者である宮沢俊義が「憲法ができたときの記事はとりわけおもしろい…。…松本案がいつの間に

(71) 『筑摩書房の三十年』前掲注(69), p.175.

(72) 講和条約（日本国との平和条約）は、昭和26年9月8日に署名され、同年11月18日に批准された。

(73) 山崎安雄『ベストセラー作法』白風社、1961, p.56等参照。

(74) ゲイン『ニッポン日記 上』前掲注(70), pp.111-116.

(75) 同上, p.111.

(76) 正しくは2月13日。GHQ草案を手交した場所も首相官邸か松本丞治国務大臣の家で行われたのか確かめることができずと記しているが、実際には外相官邸であった（I章3(2)参照）。ホイットニーの発言中③に相当する記述は、連合軍最高司令部民政局 前掲注(24), p.42にも見られたが、福田訳 前掲注(62)では省略されていた。

(77) 現在残されている記録を見る限り、日本政府の新憲法制定への関与を否定するような通告は見当たらない。

(78) 三宅晴輝「全巻浅薄な観察—狙いは「マックアーサー政治」批判—（「ニッポン日記」研究）」『出版ニュース』191号、1952.3.1, pp.1-2等参照。

(79) 『筑摩書房の三十年』前掲注(69), p.179. なお、中野好夫「解説」マーク・ゲイン（井本威夫訳）『ニッポン日記』（筑摩叢書 12）筑摩書房、1963, p.350によれば、緒方の感想文の全文は「最近これほど面白く読んだ本はありません。ことに憲法改正の時の内輪話は、敗戦国の何ものたるかを露骨に語るもの、実は今まで、これほどとは思っていませんでした。感慨無量であります。」である。この全文は、新聞広告にも掲げられた（例えば『読売新聞』1951.12.4, p.2）。

か姿を消し、それにかわつて三月六日の政府案が公けにされるにいたる舞台転換の経過は、その頃は秘密とされ、ひろく知られていなかったが、現在では、だいたい人の知るところとなつたようである。この著者は、その間の事情を詳しく書いている」といち早く書評で評価した<sup>(80)</sup>。

このような言説が広まった結果として「このごろはこの憲法 [は] 占領下に与えられた憲法であるから、そういうものは独立国になつた以上はもはやそのまま置く必要はない、どんどん改めてしまえ、といったような漫然たる議論もあちこちにあるよう」だとの指摘がなされるようになった<sup>(81)</sup>。こうした「占領下の憲法斬るべしといったような一部の世論」<sup>(82)</sup>を反映してか、『読売新聞』が昭和27年4月5・6日に実施した世論調査では、憲法改正に賛成の理由の選択肢として「外国から与えられた憲法だから」が掲げられている<sup>(83)</sup>。

ところで、占領中は報道、出版等に対する検閲が行われており、①日本国憲法の起草 (writing) に当たって最高司令官が果たした役割についての何らかの言及又は②同憲法の成立 (formation) に当たって最高司令官が果たした役割についての何らかの批判を含む出版物は発行禁止又は削除処分とされたという<sup>(84)</sup>。宮沢俊義によれば、日本国憲法の制定当初は同憲法が「与えられた憲法」であるといったことは発表してはならないというのがGHQの方針であり、一般の評論などでも多少でもそのような趣旨のことを書くと、全部検閲でカットされていたが、『ニッポン日記』が非常にセンセーショナルに一般に広まった結果、だんだん真相が一般に伝えられるようになり、と同時にGHQの検閲もだんだん緩やかになり、遂になくなったとされる<sup>(85)</sup>。

## (2) 主な論者

### (i) 神川彦松の主張

「GHQ 草案押し付け」論の代表的な論者として、国際政治学者の神川彦松・東京大学名誉教授が挙げられている。神川自身、昭和27年3月17日に参議院予算委員会に参考人として出席した際の発言について「“日本国憲法”の由来と性格を論述した…。こういう公然たる主張はいうまでもなく、占領下のわが国では最初のものであったのだ」と述懐している<sup>(86)</sup>。当日の発言<sup>(87)</sup>だけを見れば「占領による押し付け」論を唱えているように見える<sup>(88)</sup>が、同年4月上

80 宮澤俊義「書評 マーク・ゲイン著『ニッポン日記』」『中央公論』67巻1号, 1952.1, p.200. 宮沢は、我妻ほか 前掲注(67), p.8においても「マーク・ゲインの日記に、多少不正確ではあるが、その間 [[暗転] のこと] の消息が書かれているために広くみんなに知られるようになった」と述べている。

81 我妻ほか 同上 (宮沢俊義発言)

82 同上

83 「憲法改正をどう思う」『読売新聞』1952.4.16, p.1. 「外国から与えられた憲法だから」は賛成理由の9.6%を占め、「現状にそわぬから」(36.1%)、「再軍備のため」(21.4%)に次いで第3位であった。

84 江藤淳『閉ざされた言語空間—占領軍の検閲と戦後日本—』文藝春秋, 1989, pp.203-204; 細谷清「閉ざされた言語空間はもっと嚴重であった—現憲法を起草し成立させたGHQへの批判を封じたその検閲—」『国体文化』1133号, 2018.10, pp.34-36. 検閲は、書籍については昭和22年10月15日、雑誌については同年12月15日、新聞については昭和23年7月25日を期して、原則として事後的なものに移行していたものの、出版者による自主規制の慣行が生じていたとされる。江藤淳『一九四六年憲法—その拘束—』文藝春秋, 1980, pp.116-118. 日本国憲法の成立過程に関する記述に対する検閲の具体例を示すものとして、同, pp.102-118; 西修「第3部 日本国憲法の記述に関する連合国総司令部の検閲の実際」『日本国憲法成立過程の研究』成文堂, 2004, pp.337-356等参照。

85 宮沢俊義「日本国憲法の性格と改正論」自由党憲法調査会編『日本国憲法の性格と問題点』(特別資料 2) 1954, pp.4-5.

86 神川彦松『神川彦松全集 第6巻』勁草書房, 1969, pp.5-6.

87 第13回国会参議院予算委員会会議録第20号 昭和27年3月17日 pp.2, 13 参照。

88 この参考人発言(質疑応答の部分を除く。)は、神川彦松『神川彦松全集 第5巻』勁草書房, 1968, pp.341-365に再録されている。神川による解題によれば、「自分は、この機会に、新憲法は、名実ともに「マッカーサー憲法」で、わが国民の自主憲法でないことを暴露し、世間の耳目を聳動させたのである。」(同, p.341)

旬に刊行された月刊誌『改造』に掲載された「[マッカーサー帝国] 解消論」<sup>(89)</sup>では、民政局報告書及び『ニッポン日記』を引きながら、次のように「GHQ 草案押し付け」論を唱えている。神川は国際政治学者であるだけに、その主張は主に国際法的な観点によるものと言える。

新憲法制定の経緯は、マッカーサー司令部の本国政府に対する報告、Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948. 2 vols, が一昨年公表されたので全世界の既に知るところである。この憲法の第一草案がマッカーサー最高司令部の命令により、その部下によつて急速に起草されたものであり、その後、枝葉末節の修正を経たが大體において、それが新憲法として制定されるにいたつたことは世人周知のごとくである。

… (中略) …

マッカーサー元帥が憲法改廃につき日本政府に対して「命令でないにしても、直接の示唆」をさし付けたことに関する元帥の最大の失態ともいふべきは、新憲法草案を、占領中の一時的の根本法としてでなく、日本国の永久憲法として要請したという点であると思われる。

… (中略) …

…従来国際法、大西洋憲章、ならびにポツダム宣言などに抵触するマッカーサー憲法が占領終了とともに当然失効すべきことは、ポストリミニウムの法理<sup>(90)</sup>上疑を容れないところであろう。しかしながらたとい国際法上、マッカーサー憲法は当然に失効すべきであるとしても、その善後処置をいかにすべきかは国内法上の重大な問題であつて、われらは… (中略) …、自らの手をもつて自発的に憲法制定その他の大革新を断行せねばならぬのである。

## (ii) 里見岸雄の主張

公表された時期を考えると、神川よりも前に「GHQ 草案押し付け」論を主張した有識者として、日本国体学会主宰者の里見岸雄を挙げるができる。

すなわち、里見は、昭和 27 年 2 月刊行の機関誌『国体文化』に掲げた「日本国憲法改正論」の中で次のように述べ<sup>(91)</sup>、日本国憲法がマッカーサーの作った憲法であるとの主張を展開した。

日本国憲法は、卒 [ママ] 直に言つて日本占領軍の司令官マッカーサーの作った憲法である。…大概の日本国民は誰もこの憲法がマッカーサーの命令で作られたことを察知はしてゐた<sup>(92)</sup>が、…経過については全く知りえなかつた…。然るにマッカーサー司令部の本

<sup>(89)</sup> 神川彦松「[マッカーサー帝国] 解消論」『改造』33 卷 7 号, 1952.5, pp.75-77. この記事は、同上, pp.318-332 に再録されており、神川による解題によれば、執筆時期は昭和 27 年 3 月とされる (同, p.318)。なお、神川による「押し付け憲法」論 (に基づく改憲論) の著作としてよく挙げられるのは、同「マッカーサー憲法を改廃せよ」『日本週報』225 号, 1952.10.15, pp.20-24 である (芦部信喜「憲法改正問題の概観」『ジュリスト』73 号, 1955.1.1, p.25; 廣田 前掲注<sup>(68)</sup>, p.27 等参照) が、刊行時期が約半年遅い。

<sup>(90)</sup> 「ポストリミニウム」とは、「戦後原状回復」のことであり、①戦争中一交戦国の領土等が軍事占領によって敵の権力下に陥った場合でも、征服国が併合を行わない限り被占領国の主権下にあり、占領が終われば占領前の状態が当然に復活すること、②占領軍が占領中に国際法上許されない行為を行った場合には、そのような行為に基づく権利関係の原状回復は十分に行われること等を内容とする、と説明されている。神川「[マッカーサー帝国] 解消論」同上, p.78.

<sup>(91)</sup> 里見岸雄「日本国憲法改正論—独立日本最大の急務—」『国体文化』350 号, 1952.2, p.3. 奥付に記された同号の発行日は昭和 27 年 2 月 1 日である。同号は、実数 8,000 部を印刷し、全国会議員その他に寄贈したとされる。里見岸雄「大日本国憲法案—日本国憲法改正里見私案—」『国体文化』427 号, 1958.7, p.48.

<sup>(92)</sup> 憲法改正草案要綱発表時の幣原首相の謹話によって、松本案が葬り去られた事情を推測するとともに、改憲の意志及び内容がマッカーサーの指示に基づいていることを察知したと記しており、「非常な [る] 御決断を以て

国政府に対する報告書…が日本訳を許され、廿六年六月発行の国家学会雑誌に該司令部の許可を得て発表せられた。…この「報告」を主たる根拠とし、あはせてジョン・ガンサーの「マッカーサーの謎」<sup>(93)</sup>及マーク・ゲインの「ニッポン日記」ならびに当時の日本側諸新聞の記事などを彼此考へあはせて、一往先づ、帝国憲法改正日本国憲法制定の経過について略述しようと思ふ。

その上で、里見は、「日本は主権回復の当然の権利として、独立の自明の理として、断じて速かに日本国憲法を改廃して自らの意志に基く独立憲法を制定しなければならない。」と説き<sup>(94)</sup>、「大日本国憲法案要綱」を掲げて憲法改正の具体的な構想を示した<sup>(95)</sup>。

里見は、憲法学については全くの独学であったが、招請を受け立命館大学法学部教授として昭和16年度の憲法講座を担当し<sup>(96)</sup>、昭和21年1月には帝国憲法改正案を公表する<sup>(97)</sup>等の実績を有していた。

### 3 「脅迫による押し付け」論

「脅迫による押し付け」論は、GHQ草案が日本政府に交付された昭和21年2月13日の外相官邸での会談（I章3(2)参照。以下「2月13日会談」という。）においてホイットニー民政局長がGHQ草案をのまなければ天皇を戦犯裁判にかけるといふ脅迫を行ったと松本烝治元国務大臣が自由党憲法調査会で証言したことが国民の間に広がったものとされる<sup>(98)</sup>。この問題は、「押し付け憲法」論の前提問題として今日まで争われてきた最大の論争点の一つと言われている<sup>(99)</sup>ことから、以下で丁寧に見ることとする。なお、2月13日会談の日米双方の記録に記されたホイットニーの天皇をめぐる発言を別表1に取りまとめたので、適宜参照されたい。

#### (1) 松本烝治の証言

##### (i) 自由党憲法調査会総会における証言

松本が「暗転」の内幕について語った記録として、4種のものが知られている。時期の早い

---

現行憲法に改正を加へ」という文言に傍点を振っている。里見「日本国憲法改正論」同上、p.9。同様の指摘について、前掲注22参照。

93 ジョン・ガンサー（木下秀夫・安保長春訳）『マッカーサーの謎—日本・朝鮮・極東—』時事通信社、1951。（原書名：John Gunther, *The Riddle of MacArthur*, New York: Harper & Brothers Publishers, 1951.）

94 里見「日本国憲法改正論」前掲注91, p.13.

95 同上、pp.26-38. 佐藤功は、昭和21～29年頃の改憲論議を時期を区切りながら論ずる中で、サンフランシスコ平和会議（昭和26年9月）以降講和条約発効（昭和27年4月）前後の時期において「具体的に論点を掲げ、実際上の改正運動を推進しようとしたもの」と言い得るまとまった私案としては渡辺経済研究所憲法改正研究委員会による「憲法改正要点の私案」を挙げ得る程度としている（佐藤功 前掲注57）が、同案が差し当たり再軍備に限定して所要の改正論点を提唱したものであるのに対し、里見の「大日本国憲法案要綱」はより広範な検討を加えていると言い得るであろう。なお、里見は、同要綱を発展させた「大日本国憲法案」を昭和33年に発表した。里見「大日本国憲法案」前掲注91, pp.1-47.

96 『里見日本文化研究所三十年史—日本国体学会二十年史・国体義塾再開十年史—』日本国体学会、1955、pp.35-37. 高等文官試験合格を目指して法学を履修する学生を收容する大学が、法科系の学歴が皆無で、既往一切の憲法学説を否定して独自の学説を樹立した特異な学者を迎えて憲法講義を依頼したことは、「日本の法学界では全く異例」と記されている。なお、里見は昭和17年度には新設された国体学科の主任教授に転じた。

97 「〔資料40〕大日本帝国憲法改正案私擬（里見岸雄）〔入江11〕」芦部信喜ほか編著『日本国憲法制定資料全集2 憲法問題調査委員会参考資料』（日本立法資料全集 72）信山社出版、1998、pp.334-339. 同案は、松本委員会で参考資料として配付された民間草案等に含まれていた。

98 高柳 前掲注56, p.x 等参照。

99 芦部 前掲注5, p.176.

順に、①昭和22年5月18日に行われた談話の記録<sup>(100)</sup>、②昭和25年11月23日に行われた談話の記録<sup>(101)</sup>、③昭和29年1月18日、2月8日及び7月19日の月曜会<sup>(102)</sup>の会合における発言の記録<sup>(103)</sup>並びに④同月7日の自由党憲法調査会総会における講演の記録<sup>(104)</sup>である。

これらのうち、「脅迫による押し付け」論が広まる契機となったのは④の講演における証言だとされる<sup>(105)</sup>。

#### (a) 証言の内容

④の講演の記録から2月13日会談におけるホイットニーの「脅迫」に当たるとされる発言を摘記すると、次のとおりである<sup>(106)</sup>。このホイットニーの発言は、通訳を介していない<sup>(107)</sup>。なお、松本の講演は、2月13日会談の当時に作成した手記などを参照しながら行われている<sup>(108)</sup>。

マッカーサー元帥はかねてから天皇の保持について深甚の考慮をめぐらしつつあつたのであるが、日本国政府がこの自分の出した対策〔GHQ草案を指す。〕のような憲法改正を提示することは、右の目的を達成するために必要である。これがなければ天皇の身体の保障をすることはできない<sup>(109)</sup>。

また松本は、「〔帝国憲法改正案に関する枢密院の委員会審査（昭和21年4月22日～5月15日）において〕非常な攻撃を受けましたが、これはどうも向うがこういうひどいことを言うのですから仕方がありませんと正直に言つた方がいいだろうと思つて、そうしないと天皇の身体が保障されないということでは仕方がなかつたのだということを書いて、みんな反対論

<sup>(100)</sup> 原田一明「宮沢俊義文庫（2）新憲法制定に関する松本丞〔ママ〕治先生談話（1947）」『立憲法学』94号、2016、pp.97-81。談話は、宮沢俊義一人に対して、専ら記憶を頼りに行われた。宮沢による記録も、その場でメモを取ることはせず、帰宅後記憶している限りを書きとめたもので、「多少の不正確はあらう」と記されている。

<sup>(101)</sup> 談話は、宮沢俊義、丸山真男、佐藤功等に対して行われた。その速記を整理したものが東京大学占領体制研究会により作成され、内閣憲法調査会の資料として複製された（『松本丞治氏に聞く』前掲注52）。談話に参加した新川正美（有斐閣の編集者）によれば、この談話は、「『ジャパントイムズ』にのっていた「Political reorientation of Japan」の憲法制定についての記録を読んだ松本から『あれが史実として世の中に残るならば自分は死んでも死にきれない。自分は追放の身だから何も出来ないが、宮沢君に是非聞いておいてほしい』との連絡を受けた新川がこの申出を宮沢に伝えた結果実現したものという。新川正美「宮沢俊義先生を偲ぶ（1）」『書齋の窓』260号、1977.1、p.49。「『ジャパントイムズ』にのっていた…記録」とは、前掲注64の『Nippon Times』の記事と考えられる。この点、佐藤達夫 前掲注106、あとがきp.3では、福田訳 前掲注62を見てのこととされている。いずれにしても、談話の中で行われた質疑では、両方の記事が参照されている。

<sup>(102)</sup> 日本国憲法の審議に関与した元貴族院議員の有志を中心とする研究会で、①同憲法制定の経緯の記録、②同憲法の問題点の検討、③必要に応じ新憲法案の起草を目的として、昭和28～31年に開催された。なお、昭和33～34年には萍（うきくさ）憲法研究会と改称して活動を継続した。赤坂編集・校訂 前掲注59、pp.10-14等参照。

<sup>(103)</sup> 同上、pp.136-191、301-338。

<sup>(104)</sup> 松本丞治「日本国憲法の草案について」自由党憲法調査会編『日本国憲法の草案について』（特別資料11）1954、pp.1-33。

<sup>(105)</sup> 高柳 前掲注56、p.x；古関 前掲注56、p.188等参照。

<sup>(106)</sup> 松本 前掲注104、pp.10-11。

<sup>(107)</sup> 民政局側が作成した2月13日会談の記録に「ホイットニー将軍は、話し終って、松本博士が一度も通訳の助けを借りなかったことを話題とした。」と記されている。高柳ほか編著 前掲注29、p.329。

<sup>(108)</sup> 講演の冒頭で「一昨日からちよつと忘れてるところを繰返して、当時の手記などを見ますと」などと発言している。松本 前掲注104、p.2。松本は、「二月十三日会談記録」と題する2月13日会談の記録を作成している。「二月十三日会談記録」国立国会図書館『日本国憲法の誕生』（電子展示会）〈[https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/002\\_4/002\\_4\\_0011.html](https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/002_4/002_4_0011.html)〉この記録は、松本が作成した「司令部側トノ交渉一般」同〈[https://www.ndl.go.jp/constitution/library/06/002\\_18\\_002r.html](https://www.ndl.go.jp/constitution/library/06/002_18_002r.html)〉の第1部（昭和21年3月3日に脱稿した旨記されている。）中の同年2月13日の項で「別紙参照」とされている「別紙」に当たると解されることから、2月13日会談後同年3月3日までの間に作成されたものと考えられる。

<sup>(109)</sup> 「二月十三日会談記録」同上では、「天皇の身体」に続けて「（パーソン、オブ、ゼ、エンペラー）」と記されている（別表1参照）。

を打切ってもらいました。」とも述べている<sup>(110)</sup>。「ひどいこと」の意味については、(b)で後述する。

講演の中で、松本は「天皇の身体の保障をすることはできない」の意味を説明していないし、質問もされていない。質疑応答が行われたのはGHQが改憲案を出すことを急いだ理由についてであり、「向うが改正案を出すことを急いだのは、どういうところにあつたのですか。」との伊能芳雄参議院議員の質問に対し、松本は「おそらく天皇を国際裁判に出すかどうかというところに問題があつたのではないかと想像しております。向うの言うことを呑めば出さない。呑まなければ出す、そういうわけで、そういうことになつたら大変だと思つて、よんどころなく急いでやつたのです。嫌と言えないことだつたのです。」と応じた<sup>(111)</sup>。この回答が「これがなければ天皇の身体の保障をすることはできない」というホイットニーの発言と結び付けられて「日本政府がGHQ草案を受諾しなければ天皇を戦争犯罪人として国際裁判に出す」という脅迫を受けたと理解されている<sup>(112)</sup>。

なお、質疑応答を含む講演の中で松本自身は「脅迫を受けた」という趣旨の発言はしていない<sup>(113)</sup>。また、「軍の廃止は最初向うからこしらえて押しつけて来た」という言い方はしている<sup>(114)</sup>ものの、GHQ草案全体について「押し付けられた」とする発言もしていない。

#### (b) 補論

ところで、「向うが改正案を出すことを急いだのは、どういうところにあつたのですか。」という伊能の質問は、松本が昭和21年3月4日にGHQに日本案を持参することとなった経緯を述べる中で「これはあとで事情を聞けば、向うにいろんな関係があつたようで、早く出す必要があつたようです」と述べた<sup>(115)</sup>ことに触発されたものと解される。

この、松本が後で聞いた「事情」を説明したものと考えられる発言として、昭和21年3月15日の閣議における樫橋内閣書記官長の発言が挙げられる。法制局次長として同日の閣議に陪席していた入江俊郎によれば、樫橋は「ホイットニー氏に最近会つて聞いたところでは、憲法改正案を三月七日木曜日までに決定しなければ、えらいこと（天皇制の廃止、天皇の戦争責任追究 [ママ] ということを、はつきり明言しなかったがそれと察せられる云い方を樫橋氏はした。）になる状態だつたということである。」と述べた<sup>(116)</sup>。

伊能の質問に対する松本の回答は、樫橋が指摘した「えらいこと」のうちの天皇の戦争責任追究に対応するものと言える。松本の回答に対して伊能が「必ずしも嫌がらせや、おどかしではなかつたのですね。」と応じているのは、3月5日案を受諾しなければ天皇が戦争犯罪人として訴追される現実的な可能性があつたと理解したことを示すものと解される<sup>(117)</sup>。

(110) 松本 前掲注(04), p.28.

(111) 同上, p.32.

(112) 高柳 前掲注(56), p.x 等参照。

(113) もっとも、月曜会の昭和29年2月8日の会合では、GHQ草案の交付から帝国憲法改正草案要綱の作成に至るまでの経過を振り返って「だからこういう最初から、いわば脅迫、それからあとのほうは何と言いますか、まるでこっちの意思というものを発表することができないような状態できたもの」と述べている。赤坂編集・校訂 前掲注(59), pp.176-177.

(114) 松本 前掲注(04), p.10.

(115) 同上, p.21.

(116) 入江 前掲注(14), p.263.

(117) 松本の発言を挟んでその次に発言した青木一男参議院議員（自由党憲法調査会副会長）が「東京裁判の基礎が昭和二十一年の四月決定した。ですから、ちょうど時期的にはそれに合うわけですね。」と述べている（松本前掲注(04), p.33）のも、同様の理解を示したものであろう。

松本は続けて「…ポツダム宣言の受諾…前…の往復文書によると、日本の国体のことは日本人の総意によつて決定していいということに向うが返答しているのです。だから私の考えでは、天皇制の存廃ということは、日本人の総意できめてよらしいという頭ですから、法律上ぐずぐず言わないと思つておつたのです。ところが憲法をやつている間に、向うからそんなことはない。あの往復文書には日本は拘束される、しかし、われわれの方は何も拘束されないのだというひどいことを言うのです。私は私法学者として、そんな変なことが一体あるかと思つたのですが、どうにもならないのです。」と述べ、枢密院の委員会で松本が述べたとされるGHQが言う「ひどいこと」の内容を明らかにした<sup>(118)</sup>。またこの発言は、昭和21年3月15日の閣議で檜橋が指摘した「えらいこと」のうちの天皇制の廃止に対応するものと言えるであろう。

このように、伊能と松本の間の質疑応答は、3月5日案の受諾に関して行われたものであって、2月13日会談におけるホイットニーの発言を話題としたものではない<sup>(119)</sup>。しかしながら、3月5日案がGHQ草案の「基本原則」及び「根本形態」を踏まえて作成されたものであることからすれば、2月13日会談で告げられたように「これがなければ天皇の身体の保障をすることはできない」ことに変わりはない。松本がこのように理解していたことは、幣原首相及び松本が3月5日案の受諾について天皇に拝謁した後に侍従次長が両大臣から聞き取った話として「始めは十一日迄に松本試案を出せばよいことになっていたが、かくなつてはそれ迄待てぬ。米国側の造った原案を採用するか、しからざれば Emperor の person の保障もできないと云う強談判」と書き留めている<sup>(120)</sup>ことによって裏付けられる。以上からすれば、「呑めば出さない。呑まなければ出す」という言葉を2月13日会談における「これがなければ天皇の身体の保障をすることはできない」という発言と結び付けて考える従来の理解と結果的には同じことになると考えられる。

## (ii) 反響等

自由党憲法調査会総会における松本の証言は、当時の主要な全国紙には掲載されておらず、公開の場で行われたものでない講演<sup>(121)</sup>の内容が「国民の間に広がった」具体的な経路は必ず

<sup>(118)</sup> 同上、pp.32-33。枢密院の委員会審査についての説明では「天皇の身体が保障されないということで仕方がなかつた」と述べているのに対し、ここでは「天皇制の存廃」を問題としており、そごがあるように見える。当該委員会審査における発言内容は、松本の手記（「司令部側トノ交渉一般」前掲注<sup>(108)</sup>）には記されていないが、審査記録（昭和21年4月22日）に「国体の問題…に付、ソ聯、濠、ニュージ〔一〕ランド等の意見が過激になつてをるとの事だ。しかし日本の国体形体は、日本国民の自由に表明した意見できまることは、ポツダム宣言で明定されてゐる。故に左様な動きを恐れる要なし。この点如何。」との質問（林頼三郎顧問官）に対して松本が「国体に付、往復文書は、一応日本国民にまか〔さ〕れてゐるが如きも、ポツダム宣言は日本国民を拘束するものであつて、联合国は拘束されぬ（条約でない）と九月六日頃にトルーマン大統領は云ふ。…GHQとの交渉では種々の表現の中に情勢はきわめて緊迫してゐたことを看取できた。…どうしてもこれより外に国体の護持ができぬ所に行きさうであつた。」と答弁したことが記されている（「〔資料44〕憲法改正草案枢密院審査委員会審査記録（第一日、昭和二一年四月二二日）〔入江31〕」芦部信喜ほか編著『日本国憲法制定資料全集 5草案の口語体化、枢密院審査、GHQとの交渉』（日本立法資料全集 75）信山社出版、2009、p.150）ことからすれば、質疑応答における説明の方が正しいのであろう。

<sup>(119)</sup> その意味で、庄司編 前掲注<sup>(13)</sup>、pp.186-187において「自由党…の会合で松本元大臣は、〔2月13日〕会談において、〔GHQ草〕案を受け入れるのであれば天皇の身体は保障できないと言われた、と述べた。その後の質疑応答である人が、それをどのような意味にとつたか、と松本元大臣に尋ねた。松本元大臣は、その日の会談において天皇の戦犯問題が大きく出され、〔GHQ草〕案をのめば天皇を戦争裁判に出さない、しかしのまなければ出すという意味であると思つた、と答えた。」と述べているのは、必ずしも正確ではない。

<sup>(120)</sup> 木下道雄『側近日誌』文藝春秋、1990、pp.163-164。

<sup>(121)</sup> 松本の講演が行われた自由党憲法調査会総会は、首相官邸で開催された。松本 前掲注<sup>(10)</sup>、p.1。

しも明らかでない<sup>(122)</sup>。同調査会の資料は、公刊されておらず<sup>(123)</sup>、どの程度広範に配布されたのかは不明である。松本の証言は、講演記録が内閣憲法調査会（後述(2)参照）の資料として再印刷される<sup>(124)</sup>までは、他の文献に引用される形で伝わったと考えられる<sup>(125)</sup>。

### (iii) 「脅迫による押し付け」論を論拠とする憲法改正の主張

自由党が昭和29年10月18日に公表した「全面改正を要する理由」の一つとして「原案は、日本の実情にうとい少数の外国人によって早急の間に起案され、天皇の一身上の安全を条件に受諾を強制された」ことを挙げている<sup>(126)</sup>のが最初ではないかと考えられる。「天皇の一身上の安全を条件に受諾を強制された」ことの典拠は示されていないものの、同党憲法調査会総会における松本烝治の証言が反映されたものと見られている<sup>(127)</sup>。なお、「GHQ草案押し付け」論により憲法改正を唱えていた神川彦松(2(2)(i)参照)は、松本の証言を基に「脅迫による押し付け」論も論拠として挙げるようになった<sup>(128)</sup>。

## (2) 松本烝治以外の出席者の証言等

「脅迫による押し付け」の有無は、昭和31～40年に内閣に置かれた憲法調査会（以下「内閣憲法調査会」という。）において重要論点として取り上げられ、2月13日会談の日米の出席者（I章3(2)参照。既に故人であった松本烝治を除く。）に対する聞き取り調査等が行われた。以下、その調査結果及びその後明らかになった資料等により、各人の証言内容等を紹介する。

<sup>(122)</sup> なお、松本の講演より前に、新聞報道等においてGHQ草案の交付時におけるホイットニーの発言は紹介されていた。すなわち、「憲法はこうして生れた 本紙記者座談会1」『朝日新聞』1952.4.5, p.1ではGHQ草案の原則によるものを日本側でつくるのでなければ「天皇の地位などは、保証できない」と、「占領秘録35 総司令部の憲法草案3」『毎日新聞』1952.6.7, p.1ではGHQ草案を指針とする改正憲法ができない限り「天皇の個人についても保証できない」と述べたと記されている。佐藤功は前者（連載記事）について「私の知っている事実を照らしてみれば記事は極めて正確である」と評する投書を寄せている。佐藤功「憲法はこうして生れた」を読んで『朝日新聞』1952.4.12, p.2。いずれにしても、当時この発言が「脅迫」として問題視された形跡は見当たらない。

<sup>(123)</sup> 佐藤達夫「日本国憲法成立史—“マッカーサー草案”から“日本国憲法”まで—1」『ジュリスト』81号, 1955.5.1, p.2では「公刊はされていないけれども自由党憲法調査会の資料として当時の関係者の談話を記録したものができ」るようになってきていると記し、その例の一つとして松本の講演記録を挙げている。

<sup>(124)</sup> 松本烝治『日本国憲法の草案について』（憲資・総第28号）憲法調査会事務局, 1958.

<sup>(125)</sup> 例えば、細川隆元「平和憲法創作記」『文藝春秋』33巻8号, 1955.4, p.65では、「新憲法制定の機密資料の中、日本側にあるものとして最も権威あるもの、一つ」と紹介した上で、自由党憲法調査会の講演記録から2月13日会談の箇所を抜粋掲載している。また、佐藤達夫「日本国憲法成立史—“マッカーサー草案”から“日本国憲法”まで—2」『ジュリスト』82号, 1955.5.15, pp.12-13では、松本の手記類、自由党憲法調査会での談話速記に基づくと断った上で、2月13日会談におけるホイットニーの発言を記している。ただし、これらの記事には「向うの言うことを呑めば出さない。呑まなければ出す」という松本の発言は引用されていない。やや不正確ではあるが、この発言まで引用したのものとしては、神川彦松「『日本国憲法』の由来とその真性格—自主憲法をもつ必要—」毎日新聞社論説室編『憲法改正是非か』毎日新聞社, 1956, pp.18-19がある。なお、米国にあって「脅迫による押し付け」論を唱えたウォード論文（Robert E. Ward, “The Origins of the Present Japanese Constitution,” *American Political Science Review*, Vol.50 No.4, Dec. 1956, pp.980-1010. 特にp.999）は、翻訳され（ロバート・E・ウォード（小林昭三訳）「現行日本国憲法制定までの経過」『季刊外政』6号, 1957.夏期, pp.11-47）、内閣憲法調査会でも言及される等したが、当該記述は専ら佐藤達夫 同に依拠したものであり、その後の調査結果を踏まえると訂正の必要があるとの意向が著者のウォードによって示されている。高柳ほか編著 前掲注(28), pp.59-60; 西修『証言でつづる日本国憲法の成立経緯』海竜社, 2019, pp.414-415.

<sup>(126)</sup> 「憲法全面改正を要す 自由党調査会発表」『毎日新聞』1954.10.19, p.1; 渡辺 前掲注(3), pp.266-267等参照。

<sup>(127)</sup> 廣田 前掲注(58), p.32; 芦部 前掲注(5), p.177等参照。

<sup>(128)</sup> 神川 前掲注(25), pp.18-19等参照。

(i) 松本烝治以外の日本側出席者の証言等

(a) 吉田茂の証言等

幣原内閣の外相として2月13日会談に出席した吉田茂は、高柳賢三・内閣憲法調査会長による聞き取りに対して、松本が証言するようにホイットニーが天皇の身体を保障できないと述べたか否かについて「覚えていない…。そういうことを言つたとすれば、これは非常に重大だから覚えていなければならぬはずだがね」と述べたとされる<sup>(129)</sup>。

吉田は、昭和32年に刊行された回想録では、ホイットニーが「この草案に基く憲法改正を行…[わ]ざる限り、天皇の一身の保障をすることは出来ないというようなことを述べ」と明記している<sup>(130)</sup>。ただし、この点については、この回想録の成り立ちに留意する必要があるであろう。すなわち、回顧録編集委員会等をつくって各方面から資料を収集・整理し、さらに「多年新聞社で鍛えたその途の錬達之士」も参加して1年有余にわたるインタビューが吉田に対して行われ、その話が資料と照合されて下書きされた文章を参考に吉田が執筆したものである<sup>(131)</sup>ことからすれば、下書きの段階で松本の証言が取り込まれていた可能性は否めないであろう。このホイットニーの発言は内閣憲法調査会の総会で代読された吉田の原稿にも記されている<sup>(132)</sup>が、日本国憲法制定の経過に関する調査を行うために内閣憲法調査会に設置された憲法制定の経過に関する小委員会（以下「制定経過小委員会」という。）が取りまとめた報告書（以下「小委員会報告書」という。）には高柳による聞き取り内容しか記されていない<sup>(133)</sup>。

なお、国立国会図書館では日本国憲法制定に関する談話録音事業の一環として昭和30年10月5日に吉田の談話を録音しており、昭和52年5月に公開された<sup>(134)</sup>。2月13日会談においてGHQ側が「パーソン・オブ・ゼ・エムペラー」の保障はできないと言ったという話が伝わっていることについてただされた吉田は、「それはありません」と答えている<sup>(135)</sup>。

(b) 白洲次郎及び長谷川元吉の証言等

それぞれ終戦連絡中央事務局参与及び通訳として2月13日会談に出席した白洲次郎及び長谷川元吉は、内閣憲法調査会における調査において、ホイットニーが天皇の身体を保障できないと述べたか否かについては覚えていないと述べた<sup>(136)</sup>。

昭和51年5月31日に第2次世界大戦後の日本の外交記録が初めて公開され、その中に、白洲がGHQとの交渉経過の概要を記録した昭和21年3月7日付けの手記<sup>(137)</sup>及び長谷川が作成

(129) 憲法調査会憲法制定の経過に関する小委員会第18回議事録 昭和34年2月26日 p.17. 聞き取りが行われた時期は明らかにされていない。

(130) 吉田茂『回想十年 第2巻』新潮社, 1957, p.25.

(131) 吉田茂『回想十年 第1巻』新潮社, 1957, pp.2-3.

(132) 憲法調査会第8回総会議事録 昭和32年12月18日 p.2.

(133) 『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』前掲注(8), p.348.

(134) 「日本国憲法制定に関する談話録音」国立国会図書館ウェブサイト <<https://nnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/nihonkokukennpouseiteinikannsurudannwarokuonn.php>>

(135) 吉田の談話の速記録は作成されていないが、その内容を報じたものとして、「吉田元首相の回顧録音要約」『朝日新聞』1977.4.18, 夕刊, p.2; 「「憲法制定」内幕語るテープ」『読売新聞』1977.5.3, p.3等参照。

(136) 白洲について、憲法調査会第6回総会議事録 昭和32年11月20日 pp.45-46 (白洲次郎発言) 参照。長谷川について、憲法調査会憲法制定の経過に関する小委員会第18回議事録 前掲注(129), pp.16-17 参照。内閣憲法調査会の大友一郎参事官の非公式の聞き取りに対する回答とされるが、時期は明らかにされていない。

(137) 「白洲参与の手記その一〜その四」として外務省編『日本外交文書 占領期第2巻』2017, pp.1033, 1037-1038, 1047-1048, 1060-1061 に収録されている。なお、白洲は、昭和51年の外交記録の公開時のインタビューにおいて、手記は自ら執筆したものでなく、自分が話したことを誰かが書きとめたものであろうと述べている（「「今に見ていろ」白洲次郎氏の回想」『読売新聞』1976.5.31, p.11）が、外務省編 同において「白洲終戦連絡中央事務局参与作成」と記されていることから、これに従う。

した2月13日会談の記録<sup>(138)</sup>も含まれていた。各資料におけるホイットニーの天皇をめぐる発言は別表1のとおりであり、GHQ草案が天皇を擁護するために作成されたという趣旨のことが記されているものの、「天皇の身体」に相当する言葉は記録されていない。

## (ii) 民政局側出席者の証言等

### (a) ホイットニーの証言等

内閣憲法調査会では、昭和32年11月20日の総会において、ホイットニーの著作『マッカーサー』<sup>(139)</sup>から日本国憲法の制定経過に関する記述の紹介が行われた<sup>(140)</sup>ところ、2月13日会談の様態を記した箇所に「天皇の身体」の保障に関する発言は記されていない。

その後、内閣憲法調査会は、昭和33年11～12月に委員を米国に派遣して、日本国憲法制定当時の事情を関係者から聞き取るとともに、資料の収集等を行った（以下「渡米調査」という。）<sup>(141)</sup>。2月13日会談に関する調査事項の中には、次の事項（以下「天皇の身体発言に関する質問」という。）が含まれていた<sup>(142)</sup>。

総司令部側が、草案を手交した時に、ホイットニーが、「もしこの草案を受諾しないならば天皇のパーソンを保障しない」と述べたと伝えられているが、このような事実があつたのか。また、もしこれが事実であるとしても、それは、日本側に対する「圧力」としてであつたのか。それとも国際情勢の緊迫性を強調したものであつたのか。更にそれは、天皇の極東裁判への喚問問題と関係していたかどうか。

ホイットニーは、渡米調査団<sup>(143)</sup>との面会を拒否した<sup>(144)</sup>ものの、高柳会長の書簡（昭和33年12月10日付け）による質問に対して書面回答（同月18日付け。以下「ホイットニー証言」という。）を行った。天皇の身体発言に関する質問に係る質疑応答を抜粋すると表1のとおりであり、制定経過小委員会の会議では渡米調査団の一員である高田元三郎委員によって「天皇の身体について言うたにしても、それは天皇制、天皇の身体が客観的に危険な状態にあることについて述べたのであつたといつている」と報告された<sup>(145)</sup>。

<sup>(138)</sup> 「憲法草案が総司令部側から提示された際の松本・吉田・ホイットニー会談」として外務省編 同上, pp.1006-1008 に収録されている。

<sup>(139)</sup> Courtney Whitney, *MacArthur: his rendezvous with history*, New York: Knopf, 1956. 同書の日本編（Part 2 Japan）を中心に訳出したものとして、コートニー・ホイットニー（毎日新聞社外信部訳）『日本におけるマッカーサー—彼はわれわれに何を残したか—』毎日新聞社, 1957がある。

<sup>(140)</sup> 憲法調査会第6回総会議事録 前掲注<sup>(138)</sup>, pp.18-37. 前掲注<sup>(139)</sup>の訳書とは別に坂西志保委員が訳したもの。

<sup>(141)</sup> 渡米調査の経緯等をまとめた文献として、廣田 前掲注<sup>(58)</sup>, pp.64-147 参照。

<sup>(142)</sup> 憲法調査会第17回総会議事録 昭和33年9月17日 p.66. 調査事項の文言決定に至る経過については、同上, pp.84-85 参照。

<sup>(143)</sup> 渡米調査団は、高柳賢三会長、稲葉修委員及び高田元三郎委員から成り、大友一郎参事官が同行した。人選の経緯等については、廣田 前掲注<sup>(58)</sup>, pp.65-67 参照。

<sup>(144)</sup> 同上, pp.106-107 参照。

<sup>(145)</sup> 憲法調査会憲法制定の経過に関する小委員会第18回議事録 前掲注<sup>(129)</sup>, p.16.

表1 2月13日会談における「天皇の身体」発言に関するホイットニーへの質問と回答

高柳会長による質問	ホイットニーの回答
<p>故松本丞治博士によると、1946年2月13日、外相官邸において、民政局の代表と日本政府の代表が会見した際、貴下は、日本政府が民政局作成の草案に示されたような原則に基く憲法改正案を提示しなければ、「われわれは天皇の身体を保障することはできない [ ]」と述べられたとのことです。…松本は、貴下の言葉を次のように解釈しました。「もし日本政府がこのような草案を提示しなかつたら、われわれは天皇を国際法廷に召喚するつもりである。」松本の言葉は、日本にとつて重大な脅威を含むものですが、日本では広く事実と信ぜられております。…</p> <p>そこで、わたくしは次の二点について御教示いただきたいと存じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>…貴下は、そのようなことを言明されたのですか。</li> <li>もし言明されたとした場合、上記のわたくしの解釈※は誤っているでしょうか。</li> </ol> <p>※ホイットニー准将は、…天皇が法廷に呼び出される危険を含んだ当時の国際情勢を単に客観的に説明したのにすぎないのではないか</p>	<p>…あの会議でわたくしが発言したことに関する松本博士の解釈は全然間違っています。当時、マッカーサー元帥は、占領行政の実施に当つて、もつとずつと苛酷な——残忍非道とも言ふべき——方法をとるよう、一部の連合政府から強い圧力を受けていました。天皇を主要戦争犯罪人として裁判するように要求する国さえありました。</p> <p>…(中略)…</p> <p>…天皇に関する発言は、このような情勢の一般的概観というわく内で、認識不足な者のためになされたので、重要な改革を促進させるような措置を奨励せんとして行われたのです。これら改革中一番重要なのが新憲法の制定でした。新憲法が制定されなくては、総選挙を行つて戦後の事態に対処するための新しい国会を作ることもできません。マッカーサー元帥としては、憲法の効力を停止するか、憲法の改正を奨励するかという二つの道がありました。元帥は、後の道を選んだのです。</p>

(出典)『高柳会長とマッカーサー元帥及びホイットニー准 [ママ] 将との間に交わされた書翰』憲法調査会、1959、pp.17-19, 24-26 を基に筆者作成。

## (b) ハッシー及びラウエルの証言等

渡米調査団は、ハッシー及びラウエルと個別に面会することができた<sup>(146)</sup>。制定経過小委員会の会議における高田元三郎委員の報告によれば、天皇の身体発言に関する質問に対する二人の回答内容は表2のとおりであり、いずれも記憶していないということであった<sup>(147)</sup>。

表2 天皇の身体発言に関する質問に対するハッシー及びラウエルの証言

ハッシー	覚えていない。しかしそのときの危険な国際情勢を指してそういうことを言つたということは可能である。現にソ連その他はそのようなことを強調していた。そういうことをいつたとしても、それは事実を指摘したものであつて脅かしとは思わない。またその席にいた日本側 [通訳] の長谷川がそれを覚えていないというのは意味深いことではないか。
ラウエル	記憶していない。天皇制を維持し、天皇を傷けまいということは、マ [ッカーサー] 元帥の基本的な考えであつた。連合国はしかし必ずしもそういう考えではなかつたから、そうした事実から、新憲法草案を受け入れれば天皇の地位を強固にすることになるだろうという積極的な意味で言つたのではないかと思う。脅かしとして言うというようなことはないと思う。

(出典) 憲法調査会憲法制定の経過に関する小委員会第18回議事録 昭和34年2月26日 pp.16-17 を基に筆者作成。

ところで、渡米調査団の来訪が近づいているとの情報を得たハッシーは、1958 (昭和33)年11月12日にマッカーサー、ホイットニー、ケーディス及びラウエルに同一内容の手紙を送つた<sup>(148)</sup>。ハッシーは、渡米調査団との意見交換においてはできる限り率直であるべきだとしながらも、2月13日会談の民政局側記録 (後述 (d) 参照) の存在が日本側に知られている可能性

<sup>(146)</sup> 廣田 前掲注(58)、pp.104-106。ハッシーとの面会は昭和33年11月21日 (なお、同月24日にハウゲ (Osborne I. Hauge. GHQ 草案の起草委員の一人) 邸で開かれた夕食会にハッシーも参加)、ラウエルとの面会は同年12月15日に実施された。

<sup>(147)</sup> なお、近年になって渡米調査における聞き取り調査の一次資料が発見されており、制定経過小委員会での報告用資料の作成過程において削除、書き換え、渡米調査団の見解の混入等が行われたことが指摘されている (廣田直美「内閣憲法調査会が実施した渡米調査の再検討—大友一郎関係文書中の一次資料を用いて—」『青山ローフォーラム』7巻1号、2018.7、pp.63-64) が、天皇の身体発言に関する質問への回答に関する限り、一次資料 (同「内閣憲法調査会の渡米調査における聞き取り調査の一次資料 (1)」『青山ローフォーラム』6巻1号、2017.7、pp.195, 199, 219, 221; 同「内閣憲法調査会の渡米調査における聞き取り調査の一次資料 (2・完)」『青山ローフォーラム』6巻2号、2018.3、pp.300-301, 306-307, 323, 338, 340) と報告の間に実質的な違いはないようである。

<sup>(148)</sup> 国立国会図書館所蔵 Alfred Rodman Hussey papers, 93-C-1; 93-H-2; 93-B-5; 93-D-1.

は極めて低いとして、微妙な問題をはらむ可能性がある2月13日会談における天皇についての発言には言及しないことを提案していた。ハッシーは、手紙の冒頭で、日本国憲法が日本人の意思に反して脅迫によって押し付けられた外国の文書であると内閣憲法調査会が結論づけた場合、それが改憲運動の根拠とされることへの警戒感を示していた。

ハッシーに対する返書（同年11月21日付け）<sup>(149)</sup>の中で、ラウエルは、日本国憲法の制定過程に関する記録を正確に保つことが非常に重要であるというハッシーの指摘への賛意を示した上で、自分たちが責任を負えることはありのままの真実を包み隠さず明らかにすることであり、真実が誤って解釈されたとしてもそれは日本人の責任である旨の意見を記している。そして、来日後の1961（昭和36）年5月には、2月13日会談の民政局側記録（以下単に「民政局側記録」という。）のうち天皇に関する部分を内閣憲法調査会に提供したのであった（後述（d）参照）。

### （c）ケーディスの証言等

ハッシー及びラウエルとは異なりケーディスは、憲法制定過程に関する報告は民政局報告書にまとめられており、自身の記憶よりも確かであるとして渡米調査団との面会を拒否するとともに質問にも回答しなかった<sup>(150)</sup>。

1989（平成元）年になって、ケーディスは日本国憲法の成立過程において米国が果たした役割に関する論文<sup>(151)</sup>を公表した。

これより前、2月13日会談に随行し、民政局側記録を作成したケーディスらはホイットニーが単に天皇制でなく天皇個人に対する脅迫を行ったことを恥じており、渡米調査団との意見交換の際に2月13日会談における天皇についての発言に言及しないようにハッシーが提案したことはその証左だとする見解を記した図書が刊行されていた<sup>(152)</sup>。ケーディスは、その論文においてこうした見解を否定し、その理由として、①ホイットニーの発言を天皇の身体に対する脅迫と松本が解釈したと知ったラウエルが民政局側記録を内閣憲法調査会に提供したこと（b）参照）に加え、②2月13日会談における「ホイットニーの発言の意図は厳しい国際情勢を率直かつ客観的に述べることにあった」と内閣憲法調査会長の高柳が結論づけたこと（後述（3）参照）、③日本側出席者の白洲次郎及び長谷川元吉の記録に天皇の安全又は天皇の身体に対する脅迫への言及がないこと（i）（b）参照）を挙げた<sup>(153)</sup>。

<sup>(149)</sup> Alfred Rodman Hussey papers, 93-D-3.

<sup>(150)</sup> Alfred Rodman Hussey papers, 93-B-1; 廣田 前掲注58, p.107.

<sup>(151)</sup> Charles L. Kades, "The American Role in Revising Japan's Imperial Constitution," *Political Science Quarterly*, Vol.104 No.2, Summer 1989, pp.215-247. 邦訳として、チャールズ・L・ケーディス（竹前栄治・岡部史信訳）「日本国憲法制定におけるアメリカの役割 上」『法律時報』65巻6号, 1993.5, pp.27-39; 同「日本国憲法制定におけるアメリカの役割 下」『法律時報』65巻7号, 1993.6, pp.13-20 参照。また、竹前栄治監修、竹前栄治・岡部史信『憲法制定史』（日本国憲法検証1945-2000資料と論点 1）小学館, 2000, pp.311-344 に抄訳が掲載されている。

<sup>(152)</sup> Meirion and Susie Harries, *Sheathing the sword: The Demilitarization of Japan*, New York: Macmillan Publishing Company, 1987, p.93.

<sup>(153)</sup> Kades, *op.cit.*(151), pp.229-230. 原文は "It has been asserted that those who recorded Whitney's remarks "were ashamed of the methods employed" by Whitney" と始まる。邦訳（ケーディス「日本国憲法制定におけるアメリカの役割 上」前掲注(151), p.35）では「ホイットニーの言辞を記憶していた人々は、ホイットニーが採った方法を恥ずかしく思っている」と述べた」と訳されているため（抄訳も「言辞」を「言葉」に改めたほかは同じ（竹前監修、竹前・岡部前掲注(151), p.328））、2月13日会談の際にホイットニーが天皇個人に対する脅迫発言を行ったとケーディスたちが認識したかのように読めるが、原文の引用符中の記述はあくまでも引用元の著者（Meirion and Susie Harries）の見解である。なお、ハッシーがホイットニーの発言をどのように感じていたかは明らかでないが、Harries が根拠とする1958年11月12日付けの各書簡（Alfred Rodman Hussey papers, *op.cit.*(148)）の中でハッシーは、2月13日会談において一定量の圧力がかけられたと言い得るとしても、より自由主義的な改憲草案の採用を唱えて幣原内閣の窮地を救ったのは天皇自身であり、国際法に照らして日本国憲法を無効とするような違法な脅迫の下で日本人が行動することを強いられたという事実は認められない旨を記している。

**(d) 2月13日会談の民政局側記録**

昭和36年4月にラウエルが来日し内閣憲法調査会関係者との間で小会合が開かれた際に2月13日会談に関する質疑応答が行われた<sup>(154)</sup>ことを契機として、ラウエルは、同年5月に民政局側記録のうち天皇に関するホイットニーの発言の抜粋（別表1参照）を高柳会長に送付した<sup>(155)</sup>。この記録は、最高司令官に提出するために2月13日会談の終了後1時間以内にホイットニーに同行した幕僚3人による記録を突き合わせて作成されたもので、内容はかなり正確だとされる<sup>(156)</sup>。GHQ草案を受諾することが天皇を「攻撃出来ないものとする（unassailable）」と記されているものの、「天皇の身体（person of the Emperor）」という言葉は出てこない。この点、この抜粋は「天皇に関してのべられたことのすべて（the complete comments made in regard to the Emperor）を尽しているものではあるが、そのときの話の内容の全部（a complete presentation）を含むものではない」とラウエルは断っている<sup>(157)</sup>。

なお、この時には省略された部分を含む完全な民政局側記録は、昭和39年7月に内閣憲法調査会が最終報告書を提出した後、他の日本国憲法制定関係文書とともに高柳に提供された<sup>(158)</sup>。そこには、ホイットニーが、天皇の安全の問題とは別に①GHQ草案に示された諸原則を日本政府が国民に示さない場合には最高司令官が自らそれを行うつもりである、②多くの人によって反動的と見られている現政権が生き残る期待をかけ得る唯一の道はGHQ草案を受諾することである旨を述べたことが記されていた。①の発言はゲインの『ニッポン日記』などにも同様の記述があった<sup>(159)</sup>が、②の発言は初めて明らかになったものと考えられる<sup>(160)</sup>。

**(3) 内閣憲法調査会における議論**

昭和36年9月に内閣憲法調査会の総会に提出された小委員会報告書では、日本側資料と米国側資料には差異があるものの、天皇の地位をめぐる発言については、「身体」の語の存否及び松本が先方の発言を脅迫と感じたかどうかは別として、民政局側記録に記された先方の発言と松本が聞き取ったところの間には、趣旨において大きな隔たりはないと見ることも可能であろう、と記された<sup>(161)</sup>。

その上で、小委員会報告書は、民政局側記録の入手前の意見であることを断った上で、①ホイットニーの発言は当時の冷厳な国際情勢を率直に、客観的に述べたもので、GHQ草案をの

<sup>(154)</sup> 『マイロ・E・ラウエル氏との会談のおもな内容』憲法調査会事務局、1961、p.7.

<sup>(155)</sup> 『マイロ・E・ラウエル氏から高柳会長にあてた書かん』憲法調査会事務局、1961.

<sup>(156)</sup> 同上、pp.2-3.

<sup>(157)</sup> 同上、p.4、英文p.1。ラウエルの意味するところは、この抜粋は天皇に関する発言の要点を網羅するものではあるが、必ずしも逐語的に記録したものではないということであり、personという言葉が記されていないからといって、ホイットニーがこの言葉を発しなかったということにはならないと解される。憲法調査会憲法制定の経過に関する小委員会第46回議事録 昭和36年6月29日 pp.30-32参照。

<sup>(158)</sup> ラウエルが高柳に寄贈した日本国憲法制定過程に関する文書は、「ラウエル文書」として知られ、高柳ほか編著 前掲注(29)に対訳の形で収録されている。寄贈の経緯については、従来の所説の訂正を含め、廣田直美「ラウエルの覚書「憲法研究会案に対する所見」再検討」『青山ローフォーラム』1巻2号、2012.11、pp.69-72参照。

<sup>(159)</sup> 前掲注(76)及びこれに対応する本文の記述参照。

<sup>(160)</sup> なお、田中 前掲注(15)、pp.198-202が指摘するように、①②の発言を「脅迫」と捉える見方もあり得る。一例を挙げると、「GHQ草案押し付け」論を主張した里見「日本国憲法改正論」前掲注(91)、p.8がいち早く「ホイットニーの脅迫的命令」と記しているのは、2月13日会談の様態を記した連合国最高司令部民政局 前掲注(24)、p.42に、「内閣が何もしない場合には、マックアーサー元帥は彼自身問題を国民に提出するつもりであつた。」という①に相当する記述があることを踏まえたものと解される。

<sup>(161)</sup> 『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』前掲注(8)、p.356.

めば天皇を国際裁判に出さぬ、のまねば出すと受け止めて非常な脅迫と理解した松本の解釈は全く誤解であったとすべきものと考える旨を高柳が渡米調査の結果の報告時に述べたこと、②これに対して a) 問題は米国側の意図がどうであったかでなく、松本が押し付けられた状態で GHQ 草案を受け取ったという事実があったかどうかではないか、b) 松本は感じたとおりに発言したものと思われ、ホイットニーに後から聞いても自分のしたことを後で弁護することは歴史的によくあることであり、ホイットニー証言が歴史的資料として重視すべきものになるかどうか、などとする発言があったこと、③これに対して高柳から a) ①は渡米調査によって得られた一応の結論であり、終局的な断定をしているわけではない、b) 相手方がどう考えていたかということは相手の方が重要な証拠であり、こちらがどう感じたかということについては松本証言の方が確かである旨の発言があったこと等を紹介している<sup>(162)</sup>。

内閣憲法調査会の最終報告書の日本国憲法の制定経過に関する部分は、小委員会報告書の記述を圧縮する形となった<sup>(163)</sup>。ただし、天皇の地位をめぐる発言については民政局側記録に記された先方の発言と松本が聞き取ったところとの間には趣旨において大きな隔たりはないと見ることができるとする記述が割愛されるとともに、高柳の意見についても、単に「日本側およびアメリカ側双方の以上の資料に基づ」くものとされ、民政局側記録の入手前の発言である旨の断り書きや前述の③ a) の発言は記されていない<sup>(164)</sup>。

#### (4) 内閣憲法調査会後の議論

内閣憲法調査会の調査の結果、改憲の最大の論拠とされていた「脅迫による押し付け」論は急速に勢いを失ったと言われる<sup>(165)</sup>ものの、研究者の議論は続いている。その概要を紹介する。

##### (i) 「天皇の身体」発言の有無について

2月13日会談においてホイットニーが「天皇の身体」という言葉を発したかどうかという点については、肯定的に捉える見解が示されている。その主な論拠としては、①2月13日会談からほどなく作成された松本の会見記録に「パーソン、オブ、ゼ、エンペラー」と明記されており（別表1参照）、松本がこのような言葉を創作したと見ることは不自然であること<sup>(166)</sup>、②言わなかったことを言ったと思う可能性よりも、言ったことを忘れる可能性の方が多だろうと考えられること<sup>(167)</sup>、③ホイットニー証言において明確に否定されていないこと<sup>(168)</sup>、④他

<sup>(162)</sup> 同上, pp.356-358.

<sup>(163)</sup> この間の経緯については、廣田 前掲注58, pp.195-196 参照。

<sup>(164)</sup> 『憲法調査会報告書』憲法調査会, 1964, pp.118-120. なお、高柳は、民政局側記録をホイットニー証言の信ぴょう性を裏付けるものと捉えたようであり（憲法調査会憲法制定の経過に関する小委員会第46回議事録 前掲注57), p.29 (高柳賢三発言); 高柳 前掲注56, pp.x-xi 等参照)、結論を変更する必要を認めなかったのであろう。

<sup>(165)</sup> 庄司編 前掲注13, p.188; 廣田 前掲注58, pp.193-194 等参照。

<sup>(166)</sup> 宮沢俊義「日本国憲法おしつけ論について」『ジュリスト』528号, 1973.3.15, p.98.

<sup>(167)</sup> 佐藤功ほか「鼎談 日本国憲法制定の過程の問題点—『日本国憲法制定の過程』（高柳・大友・田中編著）をめぐって—」『ジュリスト』531号, 1973.5.1, p.89 (田中英夫発言). 田中は、共編者の大友一郎と議論してこのように推測した結果、ホイットニーがこの言葉を用いたことは「ほぼ確実のように思われる」と結論づけた旨を述べており、大友も、理由は明らかにしていないが、「多分、天皇について身体という言葉は使われたであろうと思われる。」と述べている。庄司編 前掲注13, p.191.

<sup>(168)</sup> 廣田 前掲注58, p.134 は、ホイットニーは問いに明確に答えていないとする。その上で、高柳宛ての書簡に「わたくしが発言した」と記されている（前掲表1参照）ことから、ホイットニーが「天皇の身体」の語を発言したことを肯定していると考えてよいとも説くが、ホイットニーの書簡の該当箇所の原文は“I may have said”であり（“Correspondence between Chairman Takayanagi and General MacArthur and General Whitney,” p.20.（『高柳会長とマッ

の文書においてホイットニーが「天皇の身体」という言葉を使用した例が見られること<sup>(169)</sup>、などが挙げられている。

ただし、「天皇の身体」という言葉が用いられたか否かで脅迫があったか否かが決せられるわけではないとの指摘もなされている<sup>(170)</sup>。

## (ii) ホイットニーの発言は脅迫か警告か

ホイットニーが2月13日会談においてGHQ草案を受け入れることが天皇を擁護するために不可欠であるという趣旨のことを述べたことは疑いないものの、この発言の解釈をめぐっては学説上論議の存するところとされる<sup>(171)</sup>。

すなわち、一方において、ホイットニーの発言は、GHQ草案をのまなければ天皇を戦犯審理にかけるぞというGHQの意思を示した脅しの意味のものでなく、天皇に対する当時の厳しい国際情勢から、GHQ草案に示されているような改正が行われるのでなければ天皇の安泰は確保し難いというGHQの見解を表明し、警告を与えたものであったという解釈が唱えられている<sup>(172)</sup>。これに対し、GHQの見解があらゆる点において日本政府の見解に優先していた当時において、GHQ草案をのまなければ天皇の一身の保障は危うくなるという立場でなされた発言が聞き手に「警告」と受け取られようと「脅し」と受け取られようとそこには多少のニュアンスの差があるだけで幾らも違いはなく、ある種の脅しは厳存したという主張がなされている<sup>(173)</sup>。

## (iii) 「呑めば出さない。呑まなければ出す」という表現について

昭和29年の自由党憲法調査会総会において松本烝治元国務大臣が述べた「向うの言うことを呑めば出さない。呑まなければ出す」がホイットニーの「これ [= GHQ草案のような改憲案] がなければ天皇の身体の保障をすることはできない」という発言を敷衍したものであるとして((1)(i)参照)、この表現はGHQ側が天皇を戦犯にかけるかどうかについて態度決定をしておらず、GHQ草案を受け入れたかどうかを見た上でこの点を決めるという含みをもっており、不正確であるとの指摘がなされている<sup>(174)</sup>。ホイットニーがその前に「マッカーサー元帥はかねてから天皇の保持について深甚の考慮をめぐらしつつあつた」と説明していることからすれば、単純化が過ぎるということであろう。

ところで、松本が昭和25年の談話の中でホイットニーの「これなくしては天皇の身体…パーソン・オブ・ザ・エムペラーの保障をなすことあたわず」との発言について「聞こうと思つた

カーサー元帥及びホイットニー準 [ママ] 将との間に交わされた書翰』憲法調査会、1959所載)、制定経過小委員会における報告(2)(ii)(a)参照)時に高田元三郎が述べたように「言ったとしても」と捉えるのが正しいように思われる。

(169) 高柳ほか編著 前掲注(28), p.59. 最高司令官宛ての1946(昭和21)年2月19日付け覚え書きにおいてホイットニーが「天皇の尊厳と一身を護[る] (protecting the dignity and person of the Emperor)」と記している(高柳ほか編著 前掲注(29), pp.372-373) ことなどが指摘されている。

(170) 宮沢 前掲注(66), p.99. 高柳賢三も、内閣憲法調査会において同様の指摘を行っている。憲法調査会憲法制定の経過に関する小委員会第46回議事録 前掲注(57), p.29.

(171) 芦部 前掲注(5), p.177.

(172) 高柳ほか編著 前掲注(28), p.59. 高柳賢三も、内閣憲法調査会において同様の指摘を行っている。憲法調査会憲法制定の経過に関する小委員会第46回議事録 前掲注(57), p.29.

(173) 宮沢 前掲注(66), pp.98-99. これに対する再反論として、田中 前掲注(15), pp.189-198参照。なお、芦部 前掲注(5), p.177は、当時の厳しい状況の中では、日本側(政府)にとって、単なる「警告」以上の不可争的な強い圧力であったことは否定できないのではないかと述べる。

(174) 佐藤功ほか 前掲注(67), p.90(田中英夫及び佐藤達夫の発言)。

ところ、聞く必要もないので聞かなかつた」ものの「容易ならぬことだと思つておりました」と述べている<sup>(175)</sup>ことから分かるように、当時この発言の意味するところは明白で、「呑めば出さない。呑まなければ出す」などという説明は不要であったと考えられる。その意味で、この言説自体は「脅迫による押し付け」論の支柱となる論拠とは言えないであろう<sup>(176)</sup>。

#### 4 補論：昭和26年5月10日の衆議院本会議における指摘

以上見てきたところでは、「押し付け憲法」論の起源は、時系列的には昭和27年2月の里見岸雄の論稿まで遡ることができた(2(2)(ii)参照)。ところが、国会会議録を検索すると、これより9か月も早い昭和26年5月10日の衆議院本会議において、鈴木茂三郎・日本社会党委員長が「押し付け憲法」論に基づく改憲論の存在を指摘していたことが分かった。その発言は、次のとおりである<sup>(177)</sup>。

…恒久平和と非武装の崇高な理想を高らかに掲げた憲法に対して、近来ややもすれば、これは外国から押しつけられた憲法だというような不逞なる議論を行つて、軽々しく憲法の改正を唱える者があるようでございます。…

##### (1) 発言の背景等

この発言は、吉田茂首相が対日講和問題等に関する米国のダレス(John Foster Dulles)特使との会談の経過を前日の本会議で報告したことに対する質疑において行われたものであるが、誰を念頭に置いたものかは不明であり、公刊された資料を見る限り、特定には至らなかった。当時は検閲が有効に実施されていた時期に当たり、公刊物に「押し付け憲法」論に基づく改憲論が掲載された可能性は低いと見られる(2(1)(ii)(c)参照)<sup>(178)</sup>ことからすれば、講演、談話などの中で耳にした可能性が高いのではないかと考えられる<sup>(179)</sup>。

##### (2) 考えられる可能性

こうした事情からすれば論者の特定は極めて困難であるが、あえて具体的な候補を挙げるとすれば、昭和25年3月8日の衆議院決算委員会に参考人として出席した大石義雄・京都大学法学部教授(憲法学)の発言がある。大石は、内閣が国会に提出した決算(日本国憲法第90条)を報告案件として扱うべきか議案として扱うべきかという問題について、憲法解釈論としては議案として扱うべきでないとの意見を述べた上で、質疑応答において次のように発言した<sup>(180)</sup>。

<sup>(175)</sup> 『松本丞治氏に聞く』前掲注52, p.55.

<sup>(176)</sup> ウォードが「これなくしては天皇の身体(パーソン・オブ・ゼ・エムペラー)の保障をすることはできない」という発言しか記していない佐藤達夫の論稿のみに依拠し、この発言を天皇の戦犯問題に関連づけて「脅迫による押し付け」論を唱えたこと(Ward, *op.cit.*(125), p.999)は、その証左と言えるであろう。

<sup>(177)</sup> 第10回国会衆議院会議録第33号 昭和26年5月10日 p.683.

<sup>(178)</sup> 鈴木への質疑について報じた主な新聞記事を見ても、「押し付け憲法」論への言及は取り上げられておらず、「国会論議・講和に集中」『朝日新聞』1951.5.11, p.1で「軽々しく憲法改正を唱えるものがある」と記されている程度である。日本社会党の機関紙である『社会新聞』286号, 1951.5.15, p.1に掲載された「『講和』の核心をつく」という記事でも、当該発言は「最後に講和後に憲法を改正する意思があるか。非武装を宣言した新憲法を守るところそ平和を確保【保】する道である。」と記されているのみである。

<sup>(179)</sup> あるいは、検閲の対象から漏れたビラやポスターで目にした可能性も考えられるであろうか。時代はやや下るが、「主権を天皇にかえし奉れ」と主張するビラが存在に触れて「日本の主権在民憲法はアメリカからおつつけられたものであるからというのであるか」と述べた記事がある。「よみうり寸評」『読売新聞』1952.5.3, 夕刊, p.1.

<sup>(180)</sup> 第7回国会衆議院決算委員会議録第7号 昭和25年3月8日 p.23.

…国会自身の立場から、現在の憲法のもとにおいては、財政のコントロールができないというのであるならば、何ゆえ憲法の改正までやらないか、私はそういうふうと考えておる。むりに解釈を設けて政治をするところに、政治の誤りが出て来る。だからこの制度では自分らの目的は達せぬというのであれば、憲法改正にまで進んだらよいのではないか、こういうふうを考えるのです。だから与えられた憲法は、与えられた憲法として率直に見なければならぬ。しかし現行の憲法では審議ができぬというのであれば、憲法を改正したらいい。こういうふうを考えます。

大石は内閣憲法調査会において「押し付け憲法」論を唱えて改憲を主張したことで知られ<sup>(181)</sup>、「押し付け憲法」と同様の意味で「与えられた憲法」という言葉を大石が用いた例も確認される<sup>(182)</sup>ものの、この発言における「与えられた憲法」がそのような意味かどうかは明らかでない<sup>(183)</sup>。

また、大石は内大臣府における憲法調査（I章1(2)参照）の際に佐々木惣一の助手を務めており<sup>(184)</sup>、日本国憲法の制定過程に関心を抱いていたのではないかと考えられるが、米国における民政局報告書の刊行が1949（昭和24）年末頃と見られる<sup>(185)</sup>ことからすれば、昭和25年3月の時点でこれに目を通していたかどうかは微妙であり、「押し付け憲法」論を主張するだけの明確な論拠を得ていたかどうか定かでない。ただし、1948（昭和23）年に刊行されたゲインの“Japan Diary”を入手していた可能性はある<sup>(186)</sup>。仮に「押し付け憲法」という趣旨で「与えられた憲法」と述べたとしても、単に「占領による押し付け」論（1参照）を唱えた可能性もある。

大石の意図にかかわらず、鈴木茂三郎（当該決算委員会の会議には出席していない。）が大石の発言の文字面だけを捉えて「押し付け憲法」論に基づく改憲を主張するものと解した可能性は極めて低いかもしれないが、一応記録にとどめておきたい。

一方、「押し付け憲法」論が主張され始めた当初は、占領下ということもあってか「与えられた憲法」というえん曲的な表現が用いられることが多かったところ、鈴木が「押しつけ」という直截（ちよくせつ）的な表現を用いている点が注目される<sup>(187)</sup>。鈴木が言い換えたのでないとす

(181) 渡辺 前掲注(3), p.321 では、内閣憲法調査会において復古的改憲を主張する「改憲右派」の代表格として挙げられている。大石は、昭和29年1～3月に『中部日本新聞』に連載された座談会の中で「日本国憲法は法的事実としてはもちろん日本がつくったものですが、社会的事実としてはアメリカがつくったという結論にならざるをえない」、「現憲法は日本人のつくったものでないからというので〔全部改正の必要を〕強く主張している人もあります。私の見るところでは、たしかにその主張にも強い理由があると思います。」などと述べている。中部日本新聞社編『日本憲法の分析—改正か擁護か—』黎明書房、1954, pp.38, 43.

(182) 大石義雄「天皇に法的権威を」『大阪新聞』1954.8.8.（大石憲法研究所編『憲法二十年』有信堂、1966, pp.18-19に再録）の中で「現行の憲法は「平和憲法」ともいわれてはいるが、占領政策の最中に作られ“与えられた憲法”ということは否定できない。」と記している。

(183) 大石義雄「国の財政に関する国会の権限について」『法学論叢』57巻2号、1950.10, pp.39-54において衆議院決算委員会でも述べたことを中心に見解が記されているが、「与えられた憲法」への言及はない。

(184) 西 前掲注(12), pp.33, 43-47 等参照。

(185) 前掲注(60)参照。

(186) 『筑摩書房の三十年』前掲注(69), p.179 に「『ジャパン・ダイアリー』は、禁書で、[昭和26年] 当時は輸入できない本であった」とあるが、昭和25年11月に行われた松本烝治の談話の中で佐藤功が原書の内容に言及しており（『松本烝治氏に聞く』前掲注(52), pp.64-66）、何らかの手段で入手は可能であったようである。

(187) 廣田 前掲注(58), p.27 は、「改憲に向けての論議が活発化する中で、「与えられた」という言葉は、しばしば「押しつけられた」という言葉に置き換えられていく」と指摘し、その例として昭和27年10月に発表された神川彦松の論稿や座談会での高柳賢三の発言を挙げている。

れば、「ややもすれば」と述べていることも考え合わせると、国会議員の発言を念頭に置いたものと見る方が素直なようにも思われる<sup>(188)</sup>。「押し付け憲法」論は、改憲の論拠として採用されたのは再軍備を論拠とする改憲運動の挫折後であるものの、改憲派の共通の心情として普遍的であったとされる<sup>(189)</sup>。鈴木 of 指摘は、そのような心情の存在を示す一例と言えるかもしれない。

## おわりに

本稿では、「押し付け憲法」論の起源について、従来注目を集めてこなかったと見られる幾つかの所説に光を当てることができた。これらの評価等については、今後の研究をまちたい。

なお、執筆目的との関係で、本稿では日本国憲法の制定経過の特定の局面を詳述・強調することとなったが、日本国憲法が「押し付けられた」ものであるかどうかの判断は、当時の国際情勢を含む憲法制定の全過程を把握した上で慎重に行われるべきものと考えられる<sup>(190)</sup>。本稿を閉じるに当たり、この点を付言しておきたい。

(こばやし きみお)

別表1 昭和21年2月13日の会談記録に記されたホイットニー民政局長の天皇をめぐる発言

日本側の記録	松本丞治の会見記	「マクアーサー」元帥ハ予テヨリ天皇ノ保持ニ付深甚ノ考慮ヲ運ラレツアリタルカ日本政府カ此ノ提案ノ如キ憲法改正ヲ提示スルコトハ右ノ目的達成ノ為必要ナリ之ナクシテハ天皇ノ身体(パーソン、オブ、ゼ、エンペラー)ノ保障ヲ為スコト能ハス
	白洲次郎の手記	五、司令部ハ 天皇ヲ支持シ来タリ、 <u>本案ハ 天皇制ヲ支持シ</u> <u>天皇反対者連中ヨリ 天皇ヲ護ル唯一ノ方法ナリ</u>
	長谷川元吉の記録	… <u>本案ハ…「マカーサ」元帥カ米国内部ノ強烈ナル反対ヲ押切り天皇ヲ擁護申上クル為ニ非常ナル苦心ト慎重ノ考慮ヲ以テ之ナラバ大丈夫ト思フ案ヲ作成セルモノ…</u>
民政局長側の記録	御存じかどうかわかりませんが、最高司令官は、天皇を戦争犯罪審理に付そうとする、外部からの、日増しにつのつてゆく圧力から、今日まで天皇を守り続けて一歩も譲りませんでした。最高司令官は、そうすることが道理と正義に合致するものであるがゆえにこのように天皇を守ってきたのであり、今後とも、その力の及ぶ限り天皇を守り続けるであります。しかし、みなさん、最高司令官といえども、全能ではありません。ただこの場合、この新しい憲法の諸条項を受け入れることが <u>実際上天皇を攻撃出来ないものとするのだと</u> 、最高司令官は感じておるのです。最高司令官はそうすることによつて、貴国が連合国による管理を脱して自由になる日がずっと早められることになり、また連合国が貴国の国民に与えられることを要求している基本的諸自由が、貴国の国民にもたらされることになるのだと感じているのです。	

(出典)「二月十三日会見記略」国立国会図書館『日本国憲法の誕生』(電子展示会) <[https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/03/002\\_4/002\\_4\\_0011.html](https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/03/002_4/002_4_0011.html)>; 外務省編『日本外交文書 占領期第2巻』2017, pp.1006-1008, 1033; 『マイロ・E・ラウエル氏から高柳会長にあてた書かん』憲法調査会事務局, 1961, pp.3-4 を基に筆者作成。

<sup>(188)</sup> 独立回復前の昭和27年2月2日に、米国内の議論を紹介する文脈ではあるが、米国が「日本に平和憲法を押し付けた」と中田吉雄参議院議員(日本社会党)が発言しており(第13回国会参議院地方行政委員会会議録第3号 昭和27年2月2日 p.12)、国会議員の間では早い時期から「押し付け」という言葉が使用されていた可能性がある。この点、衆議院議員として第90回帝国議会の憲法審議に参加した原健三郎によれば、審議の途中から英文の憲法草案が出てきたため、当時の議員たちは「押し付けの事実」を共有していたという。西 前掲注<sup>(25)</sup>, pp.229-230。

<sup>(189)</sup> 渡辺 前掲注<sup>(3)</sup>, pp.265-266。

<sup>(190)</sup> 本稿では触れる余裕がなかったが、「押し付けられた」のは誰かという問題を含め「押し付け憲法」論について考える際に注意すべき点を指摘するものとして、佐藤功『日本国憲法概説 全訂第5版』学陽書房, 1996, pp.55-56(「強制された」と表現している。)等参照。日本国憲法の制定経過の全体を概観するものとして、国立国会図書館『日本国憲法の誕生』(電子展示会) <<https://www.ndl.go.jp/constitution/index.html>> 等参照。

別表2 「押し付け憲法」論関係年表

年	出来事
昭和23 (1948)年	○米国において Mark Gayn, <i>Japan Diary</i> 刊行。
昭和24 (1949)年	○米国において Supreme Commander for the Allied Powers, Government Section, <i>Political reorientation of Japan, September 1945 to September 1948: report of Government Section, Supreme Commander for the Allied Powers</i> 刊行。
昭和25 (1950)年	○『中央公論』11月号(10月刊行)に福田市兵訳「新憲法成立の経緯—連合軍総司令部政治局報告書—」( <i>Political reorientation of Japan</i> 第3章の抄訳)掲載。 ○11月10～13日、『Nippon Times』(英字紙)に「How Japan's Constitution Was Made」( <i>Political reorientation of Japan</i> 第3章からの抜粋)掲載。 ◎11月23日、宮沢俊義らによる松本丞治の談話聞き取り(「天皇の身体」発言*への言及あり)。
昭和26 (1951)年	□5月10日、衆議院本会議において、鈴木茂三郎・日本社会党委員長が「[[日本国]憲法に対して、近来ややもすれば、これは外国から押しつけられた憲法だというような不逞なる議論を行つて、軽々しく憲法の改正を唱える者があるようでございます。」と発言。 ○6月刊行の『国家学会雑誌』に「日本の新憲法」( <i>Political reorientation of Japan</i> 第3章の全訳)掲載。 □9月8日、講和条約(日本国との平和条約)署名(11月18日批准)。 ○11月5・30日、マーク・ゲイン(井本威夫訳)『ニッポン日記 上・下』( <i>Japan Diary</i> の翻訳)刊行。
昭和27 (1952)年	○『国体文化』2月号に里見岸雄「日本国憲法改正論」掲載(「GHQ草案押し付け」論を主張)。 ◎4月5日付け『朝日新聞』に「憲法はこうして生れた1」掲載(「天皇の身体」発言*への言及あり)。 ○『改造』5月号に神川彦松「「マッカーサー帝国」解消論」掲載(「GHQ草案押し付け」論を主張)。 □4月28日、講和条約(日本国との平和条約)発効(日本が独立回復)。 ◎6月7日付け『毎日新聞』に「占領秘録35」掲載(「天皇の身体」発言*への言及あり)。
昭和29 (1954)年	◎7月7日、自由党憲法調査会総会において松本丞治が講演(「天皇の身体」発言*への言及あり)。 ◎10月18日、自由党、「全面改正を要する理由」公表(「脅迫による押し付け」論等を主張)。
昭和30 (1955)年	◎『ジュリスト』5月15日号に佐藤達夫「日本国憲法成立史2」掲載(「天皇の身体」発言*への言及あり)。
昭和31 (1956)年	◎12月刊行の <i>American Political Science Review</i> 誌に Robert E. Ward, "The Origins of the Present Japanese Constitution" 掲載(昭和30年の佐藤論文に依拠して「脅迫による押し付け」論を主張)。
昭和33 (1958)年	□11～12月、内閣に設置された憲法調査会による渡米調査(ハッシー及びラウエルと面会。ホイットニーからの書面回答)。
昭和36 (1961)年	◎5月、GHQ草案が日本政府に交付された昭和21年2月13日会談の民政局側記録のうちの天皇に関する発言の抜粋を、ラウエルが高柳賢三・憲法調査会長に提供。 □9月、憲法調査会『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』提出。
昭和39 (1964)年	□7月、『憲法調査会報告書』提出。
昭和51 (1976)年	◎5月、白洲次郎が作成した昭和21年3月7日付け手記及び長谷川元吉が作成した昭和21年2月13日会談の記録公開。

(凡例) 出来事の前に付した記号の意味は、次のとおり。

○:「GHQ草案押し付け」論(日本政府が連合国軍最高司令官総司令部(「GHQ」)から提示された原案(「GHQ草案」)の受入れを余儀なくされ、日本国憲法の制定を急がされたとする議論)に関するもの

◎:「脅迫による押し付け」論(日本政府がGHQ草案を受け入れなければ天皇の身体は保障されないとして脅迫がなされたとする議論)に関するもの

□:その他

\* GHQ草案の手交時に、ホイットニー民政局長がGHQ草案を受け入れなければ天皇の身体は保障されない旨の発言を行ったとするもの。

(出典) 筆者作成。